

第207回
定時株主総会
招集ご通知



▼開催日時

2025年6月24日(火曜日)午前10時

▼開催場所

大阪市中央区平野町四丁目1番2号
当社本社内

Daigas
Group

120th

株主の皆様へ



株主の皆様には、平素から、当社グループの事業運営に格別のご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社グループは、「今日の安心をまもり、未来の日常をつくる」ことを志し、長期経営ビジョン2030および中期経営計画2026に沿って、時代を超えて選ばれ続ける革新的なエネルギー&サービスカンパニーとなることを目指しております。本年2月には「Daigasグループ エネルギートランジション 2050」を策定し、低・脱炭素社会の実現や社会のレジリエンス向上等、持続可能な社会の実現に向け、社会課題の解決に資する価値創造を追求してまいります。

なお、エネファームの販売に関して、景品表示法上の疑義がある表示があったことを確認したため、再発防止策を講じるとともに、本年3月、消費者庁に報告を行いました。株主の皆様に多大なご心配・ご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申しあげます。

信頼回復に向けて、Daigasグループ一丸となって、公正かつ透明な事業運営を徹底し、積極的かつ着実に事業活動を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2025年5月

代表取締役社長

藤原正隆

招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件	6
事業報告	
I 企業集団の現況に関する事項	15
II 役員に関する事項	27
III 株式に関する事項	36
IV 会計監査人の状況	38
連結計算書類	
連結貸借対照表	39
連結損益計算書	40

計算書類	
貸借対照表	41
損益計算書	42
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告	43
会計監査人の会計監査報告	45
監査等委員会の監査報告	47
（ご参考）	
低・脱炭素社会の実現に向けた取組み	49

目次

証券コード 9532
2025年5月30日
(電子提供措置の開始日 2025年5月26日)

株主各位

大阪市中央区平野町四丁目1番2号
大阪瓦斯株式会社
代表取締役社長 藤原正隆

第207回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第207回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、後記4頁から5頁までに記載のとおり、インターネット等の電磁的方法または書面により議決権を行使することができます。いずれの場合も、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2025年6月23日（月曜日）午後4時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第207回定時株主総会招集ご通知（電子提供措置事項）」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.osakagas.co.jp/company/ir/stock/inform/index.html>



電子提供措置事項は、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトが閲覧できない場合は、以下の東証ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトにアクセスいただき、銘柄名（会社名）に「大阪ガス」または証券コードに「9532」と入力して検索し、「基本情報」、「総覧書類／PR情報」を順にご選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時

2 場 所 大阪市中央区平野町四丁目1番2号 当社本社内
(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3 株主総会の目的である事項

報告事項 第207期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 **議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

4 招集にあたっての決定事項（議決権行使の取扱いについて）

- (1)議決権行使書面に議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2)電磁的方法により議決権行使された後に、電磁的方法により行使内容を変更された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3)書面と電磁的方法の双方で議決権行使された場合は、電磁的方法によるものと有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5 その他の決定事項

- (1)電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項および修正後の事項を前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトへの掲載により、お知らせいたします。
- (2)開催日時・場所の変更、その他株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト(<https://www.osakagas.co.jp/company/ir/stock/inform/index.html>)にてお知らせいたします。
- (3)会社法第313条第2項に定める議決権の不統一行使の通知は、株式取扱規程第13条の規定により、書面または電磁的方法によるものとさせていただきます。
- (4)書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には、法令および定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、次の事項は記載しておりません。

- ①事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制に関する事項」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類は、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面に記載の各書類のほか、上記①から③までの事項であります。

以 上

議決権行使に関するご案内

議決権の行使には以下の方法がございます。

当日ご出席されない場合は、投函の手間が不要なインターネットによる議決権行使をおすすめいたします。

下記のインターネットによる議決権行使に関する操作方法等、システムに関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

0120-652-031 (午前9時～午後9時)

1 インターネットによる議決権行使

行使期限 2025年6月23日(月)
午後4時まで



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記(1)または、次頁(2)の方法をご確認のうえ、左記の行使期限までに議決権をご行使ください。

特に簡便に議決権行使できる「スマート行使」をおすすめいたします。

(1) QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



3 スマート行使トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



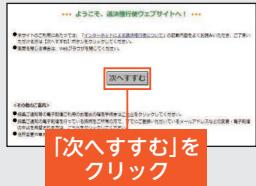
「スマート行使」での
議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが次頁(2)の方法により
再度議決権行使をお願いいたします。

株主総会開催前
(行使期限まで)

(2) 議決権行使コード・
パスワードを入力する方法議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

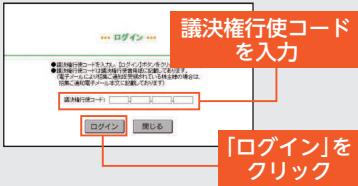
1 議決権行使ウェブサイトに
アクセスしてください。



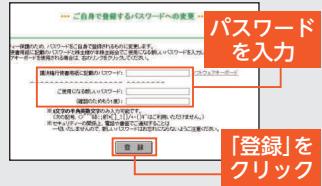
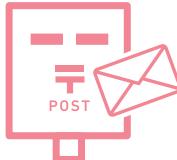
4 以降は画面の案内にしたがって賛否等をご入力ください。

- 議決権行使ウェブサイト等をご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）等は、株主さまのご負担となります。
- 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 議決権行使書用紙に記載された
議決権行使コードをご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された
パスワードおよび新しいパスワードをご入力ください。

2 | 書面による
議決権行使行使期限 2025年6月23日(月)
午後4時まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、左記の行使期限までに到着するようご返送ください。

3 | 当日ご出席による
議決権行使2025年6月24日(火)
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付（午前9時受付開始）にご提出ください。

(注) 株主総会当日における議決権の代理行使に関する代理人は、定款第13条の規定により株主さま1名につき当社の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前申込された場合、当該プラットフォームから電磁的方法により議決権行使することも可能です。

株主総会参考書類

1. 議決権の総数 3,958,132個

2. 議案および参考事項

議 案 取締役 (監査等委員である取締役を除く) 10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 (監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。) 全員が任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。(6頁から12頁までに記載)

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、全ての取締役候補者について、その選任プロセスを含めて妥当である旨の意見を得ております。

また、本議案が原案通り承認可決された場合、監査等委員である取締役を含む取締役会の構成は、男性11名 (73.3%)、女性4名 (26.7%) となります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況 ^(※)
1	ほん じょう たけ ひろ 本 莊 武 宏 再任	取締役会長	13回/13回 (100%)
2	ふじ わら まさ たか 藤 原 正 隆 再任	代表取締役社長 社長執行役員	13回/13回 (100%)
3	た さか たか ゆき 田 坂 隆 之 再任	代表取締役 副社長執行役員	13回/13回 (100%)
4	たけ もり けい じ 竹 森 敬 司 再任	代表取締役 副社長執行役員	10回/10回 (100%)
5	さか なし こう さか 坂 梨 興 再任	代表取締役 副社長執行役員	10回/10回 (100%)
6	いま い とし ゆき 今 井 敏 之 再任	取締役 常務執行役員	10回/10回 (100%)
7	むら お かず とし 村 尾 和 俊 再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回/13回 (100%)
8	き じま たつ お 来 島 達 夫 再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回/13回 (100%)
9	さ とう ゆ み こ 佐 藤 友美子 再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回/13回 (100%)
10	にい ぜき み き よ 新 関 三希代 再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回/13回 (100%)

(※) 取締役会の開催回数は、当期 (2024年度) に開催された取締役会の回数であります。なお、候補者 竹森敬司、坂梨興および今井敏之の各氏の取締役会出席状況は、2024年6月27日の当社取締役就任後のものであります。

候補者番号 ほん じょう たけ ひろ
1 本 莊 武 宏

再任

1954年4月13日生

候補者の有する当社株式数 67,300株
取締役在任年数（本総会終結時点） 16年

略歴および重要な兼職の状況

1978年 4月 当社入社
2007年 6月 同 執行役員 企画部長
2008年 6月 同 常務執行役員
エネルギー事業部長
2009年 6月 同 取締役 常務執行役員
エネルギー事業部長

2010年 6月 同 取締役 常務執行役員
サービス統括 リビング事業部長
2013年 4月 同 代表取締役 副社長執行役員
2015年 4月 同 代表取締役社長 社長執行役員
2021年 1月 同 取締役会長（現任）



取締役候補者とした理由

2007年6月の当社執行役員就任以降、エネルギー事業部長、リビング事業部長等を務め、2013年4月から代表取締役、2015年4月から代表取締役社長を務めました。2021年1月から取締役会長を務めており、議長として取締役会の意思決定機能と監督機能の一層の強化に努めました。同氏は、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識その他の専門性等（13頁参照）を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 ふじ わら まさ たか
2 藤 原 正 隆

再任

1958年2月28日生

候補者の有する当社株式数 39,100株
取締役在任年数（本総会終結時点） 9年

略歴および重要な兼職の状況

1982年 4月 当社入社
2012年 4月 同 執行役員
エネルギー事業部
エネルギー開発部長
2013年 4月 同 執行役員
大阪ガスケミカル株式会社
代表取締役社長
日本エンバイロケミカルズ株式会社
代表取締役社長
2015年 4月 当社常務執行役員
大阪ガスケミカル株式会社
代表取締役社長

2016年 4月 当社副社長執行役員
CSR統括 経営企画本部長
担当：情報通信部 CSR・環境部
コンプライアンス部
監査部
分掌：株式会社オージス総研
大阪ガスケミカル株式会社
秘書部 広報部 人事部
総務部 資材部
2016年 6月 同 代表取締役 副社長執行役員
2021年 1月 同 代表取締役社長 社長執行役員
(現任)



取締役候補者とした理由

2012年4月の当社執行役員就任以降、大阪ガスケミカル株式会社代表取締役社長、当社経営企画本部長等を務め、2016年6月から当社代表取締役を務めました。2021年1月から当社代表取締役社長を務めており、経営計画等の立案およびそれに基づく積極的な事業活動を推進しました。同氏は企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識その他の専門性等（13頁参照）を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 3 田 坂 隆 之

再任

1962年7月21日生

候補者の有する当社株式数 28,350株

取締役在任年数（本総会終結時点） 7年

略歴および重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社
2015年 4月 同 執行役員
リビング事業部計画部長
2016年 4月 同 常務執行役員
サービス統括 リビング事業部長
2018年 4月 同 常務執行役員
エネルギー事業部長

2018年 6月 同 取締役 常務執行役員
エネルギー事業部長
2020年 4月 同 取締役 常務執行役員
経営企画本部長
2021年 1月 同 代表取締役 副社長執行役員
(現任)



取締役候補者とした理由

2015年4月の当社執行役員就任以降、リビング事業部長、エネルギー事業部長、経営企画本部長等を務め、2021年1月から代表取締役を務めており、当社営業部門における競争力の強化等を推進しました。同氏は、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識その他の専門性等（13頁参照）を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 4 竹 森 敬 司

再任

1963年7月4日生

候補者の有する当社株式数 21,850株

取締役在任年数（本総会終結時点） 1年

略歴および重要な兼職の状況

1987年 4月 当社入社
2018年 4月 同 執行役員
資源・海外事業部
資源トレーディング部長
2021年 4月 同 常務執行役員
資源・海外事業部長

2024年 4月 同 副社長執行役員
分掌：資源・海外事業部
大阪ガスケミカル株式会社
2024年 6月 同 代表取締役 副社長執行役員
(現任)



取締役候補者とした理由

2018年4月の当社執行役員就任以降、資源・海外事業部資源トレーディング部長、資源・海外事業部長を務め、2024年6月から代表取締役を務めており、海外エネルギー事業の拡大を推進しました。同氏は、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識その他の専門性等（13頁参照）を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号	5	さか	なし	こう	再任	候補者の有する当社株式数	15,450株
						取締役在任年数（本総会終結時点）	1年

略歴および重要な兼職の状況

1992年 4月 当社入社
2020年 4月 同 執行役員 企画部長
2023年 4月 同 常務執行役員 企画部長

2024年 4月 同 副社長執行役員
技術統括 ESG推進統括
カーボンニュートラル推進統括
リスク管理統括 経営企画本部長
電力事業部長
分掌：ガス製造・エンジニアリング事業部
事業創造本部
2024年 6月 同 代表取締役 副社長執行役員
(現任)



取締役候補者とした理由

2020年4月の当社執行役員就任以降、企画部長、電力事業部長、経営企画本部長等を務め、2024年6月から代表取締役を務めており、電力事業の拡大や事業戦略の立案等を推進しました。同氏は、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知識その他の専門性等（13頁参照）を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号	6	いま	い	とし	ゆき	再任	候補者の有する当社株式数	17,900株
							取締役在任年数（本総会終結時点）	1年

略歴および重要な兼職の状況

1990年 4月 当社入社
2018年 4月 同 理事 秘書部長
2021年 4月 同 執行役員
Daigasエナジー株式会社
都市圏エネルギー営業部長
2023年 4月 当社 執行役員 人事部長
2024年 4月 同 常務執行役員
担当：秘書部 広報部 人事部
総務部 資材部
人事部長

2024年 6月 同 取締役 常務執行役員
担当：秘書部 広報部 人事部
総務部 資材部
人事部長
2025年 4月 同 取締役 常務執行役員
サステナビリティ推進統括 リスク管理統括
担当：秘書部 広報部 人事部
総務部
(現任)



取締役候補者とした理由

2021年4月の当社執行役員就任以降、Daigasエナジー株式会社都市圏エネルギー営業部長、当社秘書部・広報部・人事部等を担当する常務執行役員を務めており、当社グループ営業部門における競争力の強化や、当社グループ本社部門におけるガバナンスの強化等を推進しました。同氏は、マーケティングや人材開発・育成、リスクマネジメントに関する豊富な経験と幅広い知識その他の専門性等（13頁参照）を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き、取締役候補者としたものであります。

候補者番号	むら お かず とし	再任	社外取締役	独立役員	候補者の有する当社株式数	0株
7	村 尾 和 俊		1952年10月21日生		取締役在任年数（本総会終結時点）	6年

略歴および重要な兼職の状況

1976年 4月 日本電信電話公社入社
 2012年 6月 西日本電信電話株式会社
 代表取締役社長
 2018年 6月 同 相談役

2019年 6月 当社取締役（現任）



取締役候補者とした理由

西日本電信電話株式会社の代表取締役社長を務められたるなど、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見
 その他の専門性等（13頁参照）を有しております。また、2019年6月の当社取締役就任以降、社外取締役としての
 職務を適切に遂行していただいていることから、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である西日本電信電話株式会社等とガス使用契約、通信契約等の取引関係がありますが、その規模は、支払金額が同社等の連結売上高の2%未満または受取金額が当社連結売上高の2%未満であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（14頁参照）を満たしております。

候補者番号	き じま たつ お	再任	社外取締役	独立役員	候補者の有する当社株式数	0株
8	来 島 達 夫		1954年9月22日生		取締役在任年数（本総会終結時点）	5年

略歴および重要な兼職の状況

1978年 4月 日本国有鉄道入社
 2016年 6月 西日本旅客鉄道株式会社
 代表取締役社長
 2019年12月 同 取締役副会長

2021年 6月 同 顧問（現任）



取締役候補者とした理由

西日本旅客鉄道株式会社の代表取締役社長を務められたるなど、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見
 その他の専門性等（13頁参照）を有しております。また、2020年6月の当社取締役就任以降、社外取締役としての
 職務を適切に遂行していただいていることから、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である西日本旅客鉄道株式会社とガス使用契約の取引関係がありますが、その規模は、
 受取金額が当社連結売上高の2%未満であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（14頁参照）を満たしております。

候補者番号	9	さとう ゆみこ	再任	社外取締役	独立役員	候補者の有する当社株式数	0株
				1951年9月20日生		取締役在任年数（本総会終結時点）	4年

略歴および重要な兼職の状況

1975年 4月 サントリー株式会社入社
 1998年 3月 同 不易流行研究所部長
 2005年 3月 同 次世代研究所部長
 2008年 4月 財団法人サントリー文化財団上席研究フェロー
 2013年10月 追手門学院大学特別任用教授
 　　同 地域文化創造機構特別教授
 2014年 5月 学校法人追手門学院成熟社会研究所所長

2015年 4月 追手門学院大学地域創造学部教授
 2016年 4月 同 成熟社会研究所所長
 2020年 6月 学校法人追手門学院理事（現任）
 2021年 6月 当社取締役（現任）



取締役候補者とした理由

生活・文化に関する社会学分野の研究活動において、数々の功績をあげておられるとともに、サントリー株式会社次世代研究所部長、学校法人追手門学院理事を務められたなど、生活・文化に関する深い識見その他の専門性等（13頁参照）を有しておられます。また、2021年6月の当社取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいていることから、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である学校法人追手門学院とガス使用契約の取引関係がありますが、その規模は、受取金額が当社連結売上高の2%未満であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（14頁参照）を満たしております。

候補者番号	10	にい ぜき み き よ	再任	社外取締役	独立役員	候補者の有する当社株式数	0株
				1968年4月6日生		取締役在任年数（本総会終結時点）	2年

略歴および重要な兼職の状況

2006年 4月 同志社大学経済学部教授
 2010年 4月 同志社大学大学院経済学研究科前期課程教授
 2014年 4月 同 後期課程教授（現任）
 2016年 4月 同志社大学経済学部長・経済学研究科長
 2019年 4月 同志社大学研究開発推進機構研究推進部長
 2020年 4月 同志社大学副学長・教育支援機構長

2023年 4月 同志社大学学長補佐
 2023年 6月 当社取締役（現任）



取締役候補者とした理由

金融・投資に関する経済学分野の研究活動において、数々の功績をあげておられるとともに、同志社大学副学長・教育支援機構長を務められたなど、経済学分野に関する深い識見や組織運営に関する豊富な経験その他の専門性等（13頁参照）を有しておられます。また、2023年6月の当社取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行していただいていることから、引き続き、社外取締役候補者としたものであります。

なお、当社は、同氏の出身元である学校法人同志社とガス使用契約等の取引関係がありますが、その規模は、支払金額が同法人の連結売上高（総収入）の2%未満または受取金額が当社連結売上高の2%未満であり、当社が定める社外役員の独立性の判断基準（14頁参照）を満たしております。

(注) 1. 候補者が現在当社の取締役である場合の、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況については、上記「略歴および重要な兼職の状況」欄に記載のほか、事業報告「Ⅱ①取締役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、「略歴および重要な兼職の状況」欄の分掌とは、特定の本部、組織、職位または中核会社の業務について、経営上の重要度および影響度等を勘案してモニタリング、助言・勧告を行うことであります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 当社は、現在当社の取締役である候補者番号①から⑩までの各候補者との間で、補償契約（契約の内容の概要是事業報告「Ⅱ②補償契約に関する事項」参照）を締結しており、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、各氏との間の当該契約を継続いたします。

4. 当社は、保険会社との間で、候補者番号①から⑩までの各候補者を被保険者に含む役員等賠償責任保険契約（契約の内容の概要是事業報告「Ⅱ③役員等賠償責任保険契約に関する事項」参照）を締結しております。また、当社は、保険期間満了時には、同内容の契約を締結する予定であります。

5. 候補者 村尾和俊、来島達夫、佐藤友美子および新関三希代の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

6. 当社は、社外取締役候補者各氏を、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出しており、引き続き、独立役員として届け出る予定であります。

7. 当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、村尾和俊、来島達夫、佐藤友美子および新関三希代の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、本議案において各氏の選任が承認可決された場合、各氏との間の当該契約を継続いたします。

8. 社外取締役候補者には、その経験・識見等に基づき、取締役会の一員として意思決定に参画いただくとともに、独立した立場から業務執行取締役の職務の執行を監視・監督いただくことを期待しております。

9. 当社および大阪ガスマーケティング株式会社は、エネファームの販売に関する表示について、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）上の疑義がある表示の存在が判明したため、再発防止策を講じるとともに、本年3月27日、消費者庁に報告を行いました。

現在当社の社外取締役である候補者 村尾和俊、来島達夫、佐藤友美子および新関三希代の各氏は、いずれも当該事実の判明前はこれらの存在を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っていただいております。また、当該事実の判明後においては、消費者庁による調査への協力および再発防止策の策定・実施についての提言を行うなど、その役割を適切に果たしていただいております。

【ご参考①】取締役候補者の有する専門性等（スキル・マトリックス）

当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する観点から、取締役は、「企業経営・組織運営」「マーケティング」等の知識・経験、能力、人格等を勘案し、性別、国籍等を問わず多様な人材で構成することを基本方針としており、各候補者の選任にあたっては、社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会の審議を踏まえて決定しております。

中長期の経営計画に照らして特定した取締役会の備えるべき専門性等と各候補者等の有する顕著な専門性等は、次のとおりであります。

氏名	役職	顕著な専門性等								
		企業経営 ・ 組織運営	マーケ ティング	技術 ・ R&D	DX (※)	グローバル	サステナ ビリティ	財務 ・ 会計	法務 ・ リスク マネジメント	人材開発 ・ 育成
本荘 武宏	取締役会長	●	●				●	●	●	●
藤原 正隆	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●			
田坂 隆之	代表取締役	●	●					●	●	
竹森 敬司	代表取締役	●				●		●		●
坂梨 興	代表取締役	●		●	●		●	●		
今井 敏之	取締役		●				●		●	●
村尾 和俊	取締役（社外）	●			●		●		●	●
来島 達夫	取締役（社外）	●					●		●	●
佐藤 友美子	取締役（社外）						●		●	●
新関 三希代	取締役（社外）	●	●					●		●
竹口 文敏	取締役（監査等委員）						●	●	●	●
狭間 一郎	取締役（監査等委員）		●						●	●
梨岡 英理子	取締役（社外） (監査等委員)	●					●	●		●
南 知恵子	取締役（社外） (監査等委員)	●	●		●					●
古財 英明	取締役（社外） (監査等委員)	●							●	●

(※) デジタルトランスフォーメーション

【ご参考②】社外役員の独立性の判断基準

当社が定める社外役員の独立性の判断基準は、以下のとおりであります。

1. 当社または関係会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役、執行役員または使用人（以下「業務執行者」という。）ではなく、その就任の前10年間に、当社グループの業務執行者でないこと
2. 当社を主要な取引先とする者（*1）またはその業務執行者でなく、最近3年間においても業務執行者でないこと
3. 当社の主要な取引先（*2）またはその業務執行者でなく、最近3年間においても業務執行者でないこと
4. 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を保有している者。以下同じ。）またはその業務執行者でないこと
5. 当社が主要株主となっている者の業務執行者でないこと
6. 当社から多額（*3）の寄付を受けている者またはその業務執行者でないこと
7. 当社から役員報酬以外に多額（*4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）でなく、当社グループの会計監査人でないこと
8. 当社の業務執行者が他の会社における社外役員に就いている場合における当該他の会社またはその親会社若しくは子会社の業務執行者でないこと
9. 下記に掲げる者の近親者（配偶者または二親等内の親族）でないこと
 - (1) 現在および最近3年間において、当社グループの取締役、監査役、執行役員またはこれらの者に準ずる地位にある重要な使用人（以下「重要な業務執行者」という。）
 - (2) 上記2. から6. までに掲げる者のうち、重要な業務執行者
 - (3) 上記7. に掲げる者のうち、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者
10. その他、上記1. から9. までの事由以外で、当社の一般株主全体との間で恒常に実質的な利益相反を生じるおそれのないこと

*1 支払金額が当該取引先の連結売上高の2%以上

*2 受取金額が当社の連結売上高の2%以上、または借入金残高が当社の連結総資産の2%以上

*3 過去3年間平均で1千万円超

*4 過去3年間平均で1千万円または支払先の団体の総売上高（総収入）の2%に相当する額のいずれか大きい額を超えること

ただし、上記1. から10. までのいずれかの条件を満たさない者であっても、当社の独立役員として相応しい者については、その理由を説明・開示することにより、当社の独立役員とすることができるものとする。

以上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

I | 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、物価高で個人消費が伸び悩んだものの、円安の進行による好調な企業業績や、人手不足下でのデジタル化・省力化需要を背景とした設備投資の増加、インバウンド需要の拡大等により、緩やかな回復傾向が続きました。

こうした経営環境のもと、当社グループは、「暮らしとビジネスの“さらなる進化”的お役に立つ企業グループ」となることを目指し、積極的に事業活動を展開してまいりました。

当期における連結売上高は、国内エネルギー事業で電力販売量が増加したものの、LNG販売量が減少したことや原料費調整制度に基づきガス販売単価が低めに推移したことなどにより、前期に比べて0.7%減の2兆690億円となりました。

(グラフ1)

連結経常利益は、国内エネルギー事業で原料価格等の変動が販売単価に反映されるまでの時間差による増益影響^(※)が縮小したことなどにより、前期に比べて16.3%減の1,896億円となりました。

(グラフ2)

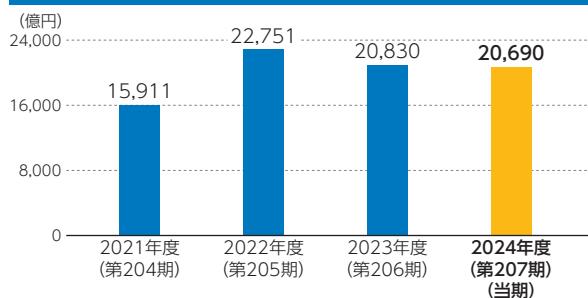
親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べて1.3%増の1,344億円となりました。

(グラフ3)

(※) 原料価格および燃料価格の変動が、原料費調整制度および燃料費調整制度に基づく販売単価に反映されるまでには、一定の時間差があるため、一時的な増減益要因となります。当期は一時的な増益要因となっております。

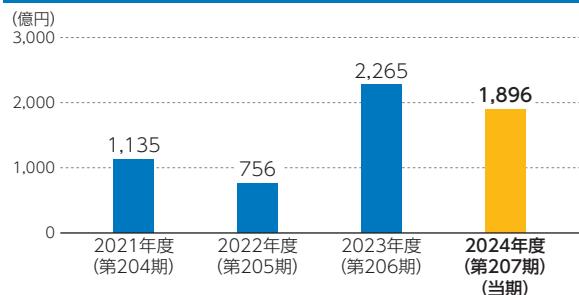
グラフ 1

連結売上高の推移



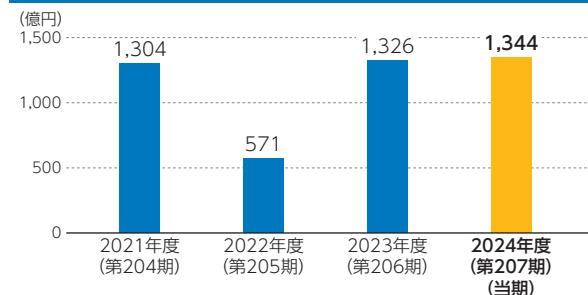
グラフ 2

連結経常利益の推移



グラフ 3

親会社株主に帰属する当期純利益の推移



以下、当社グループの事業部門別（セグメント別）の概況を
ご報告いたします。

1 国内エネルギー

売上高は、前期に比べて1.9%減の1兆7,379億円となりました。

ガス

家庭用の都市ガス販売量は、気温・水温が高く推移した影響等により、前期に比べて3.6%減の16億5千9百万m³となりました。

業務用等の都市ガス販売量は、業務用におけるお客さま設備の稼働増加等により、前期に比べて1.4%増の49億9千2百万m³となりました。

これらの結果、都市ガス販売量は、前期に比べて0.1%増の66億5千万m³となりました。

都市ガス供給件数は、当期末時点で511万4千件となりました。

家庭用のガス機器・サービスにつきましては、給湯、暖房、調理等の機器・設備の開発および販売拡大に努めました。

また、ガス機器・水まわりの修理等や防災・防犯に関する「住ミカタ・サービス」や、デジタルを活用したライフサービスプラットフォーム「スマiLINK」、インターネットサービス「さすガねっと」等の各種サービスの提供とさらなるメニュー拡充に努めました。

本年1月、食と住まいのショールーム「hu+g MUSEUM（ハグミュージアム）」がオープン10周年を迎えました。また、同年2月には、施設の一部をリニューアルし、体験型でエネルギーを学べる「hu+g BASE（ハグベース）」を新設いたしました。

今後もお客さまの快適な生活の実現に貢献してまいります。

業務用のガス機器・サービスにつきましては、コーナー・エレーションシステム^{（※1）}、冷暖房システム、厨房機器、ボイラ、工業炉、バーナ等の商品の開発および販売拡大に努めました。



ガスコンロ「STYLES（スタイルズ）」

スマiLINK TV Stick



「スマiLINK」のPR



「hu+g MUSEUM（ハグミュージアム）」

また、エンジニアリング力を活用し、脱炭素化・分散化・デジタル化の視点でお客様の様々な経営課題を解決する「D-Lineup (ディーラインアップ)」等、お客様のニーズに応じた高付加価値のソリューションの提供に努めました。

都市ガスのカーボンニュートラル化の有望技術として期待される高効率なSOECメタネーション技術^(※2)等、低・脱炭素化に資する触媒・燃焼技術等の研究開発にも取り組んでおります。

2024年6月、国立研究開発法人産業技術総合研究所と共同で実施しているSOECメタネーションの技術開発事業^(※3)において、0.1Nm³/hのe-メタン^(※4)を製造する試験装置が完成し、試験を開始いたしました。

また、本年3月、再生可能エネルギー由来の水素とバイオガスを用いたメタネーション実証事業^(※5)において、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）^(※6)会場内で発生する生ごみやCO₂を用いて7Nm³/hのe-メタンを製造する実証設備「化けるLABO（ラボ）」が竣工し、実証を開始いたしました。

カーボンニュートラル社会へのトランジション期における取組みとして、石炭・重油等から天然ガスへの燃料転換や高効率な設備の導入等を推進し、お客様先でのCO₂排出削減に努めました。

安定供給・保安の確保につきましては、天然ガスの調達先の多様化、AI技術活用も含めた製造・供給設備の保全と計画的な改修、安全機能を備えたガス機器の普及促進等に継続的に取り組みました。

また、大阪ガスネットワーク株式会社は、2024年11月、東京ガスネットワーク株式会社および東邦ガスネットワーク株式会社と、災害時の相互支援・連携強化に向けた合同訓練を実施するなど、引き続き、地震対策・津波対策に取り組みました。

(※1) 分散型電源としてエネルギー供給のレジリエンス向上にも寄与します。

(※2) メタネーション技術とは、触媒を介して水素とCOまたはCO₂を反応させて都市ガスの主成分であるメタンを合成する技術です。SOECメタネーション技術では、SOEC（固体酸化物を用いた電気分解素子）を用いて、再生可能エネルギー電力で水をCO₂とともに電気分解することにより、原料となる水素とCOを生成します。

(※3) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のグリーンイノベーション基金採択事業である「SOECメタネーション技術革新事業」



「D-Lineup」のPR



2025年日本国際博覧会における「化けるLABO」のイメージ図



地震対応の合同訓練の様子

- (※4) 非化石エネルギー源を原料として製造された合成メタン (e-methane) です。
- (※5) 環境省委託事業 「既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築実証事業（都市部における再エネ由来水素と生ごみ由来バイオガスを活用したメタネーションによる水素サプライチェーン構築・実証事業）」
- (※6) 当社および大阪ガスネットワーク株式会社が会員である一般社団法人日本ガス協会は、e-メタン等のPRを行う「ガスピビリオン」を出展しております。

電力

電力販売量は、前期に比べて10.9%増の169億8千2百万kWhとなりました。

低圧電気需給契約に基づく供給件数は、当期末時点で192万2千件となりました。

ガスとセットでお得にご利用いただける料金メニュー、お客様のライフスタイルや趣味にあわせた料金メニュー、脱炭素に資する料金メニュー等、多彩な電気料金メニューの提供に努めました。

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギー電源の拡大に積極的に取り組みました。海外エネルギーセグメントに含まれる海外分も含め、再生可能エネルギー電源の普及貢献量は、当期末時点で約370万kWとなりました。

当期中に参画した主な再生可能エネルギー電源は、岩手県における2か所の太陽光発電所（発電容量計約4万kW、営業運転開始済。出資比率40%）等であります。

2024年10月、宮崎県日向市における日向バイオマス発電所（発電容量約5万kW、出資比率35%）が、同年11月には、愛知県田原市における愛知田原バイオマス発電所（発電容量約7万kW、出資比率25%）が、それぞれ営業運転を開始いたしました。

兵庫県姫路市における姫路天然ガス火力発電所1号機および2号機（発電容量計約125万kW、2026年5月までに営業運転開始予定）については、建設工事を順調に進めております。また、本年3月、株式会社日本政策投資銀行をはじめとする3社と共同で、3号機（発電容量約62万kW）を建設することを決定いたしました。



2025年日本国際博覧会において
一般社団法人日本ガス協会が展出する
「ガスピビリオン」
(写真提供：一般社団法人日本ガス協会)



日向バイオマス発電所（宮崎県）



建設中の姫路天然ガス火力発電所（兵庫県）

2 | 海外エネルギー

売上高は、前期に比べて10.0%増の1,281億円となりました。

米国テキサス州でシェールガス生産開発事業を行うサビン社 (Sabine Oil & Gas Corporation。出資比率100%) は、新規の井戸開発を中心に、順調に事業展開しております。

本年2月、アラブ首長国連邦アブダビ首長国の国営石油会社 Abu Dhabi National Oil Company PJSCとの間で、LNG 売買契約を締結いたしました。当社は、この契約に基づき最大 約80万トン/年のLNGを調達する予定であり、トランジション期に重要な役割を担うエネルギーである天然ガスの安定調達・開発・供給に取り組んでまいります。

また、アジアにおいては、当社の子会社であるOsaka Gas Singapore Pte. Ltd.が、2024年4月、合弁子会社を通じて、インドで都市ガス事業等を行う事業会社の持株会社であるAG & P LNG Marketing Pte. Ltd.の持分の一部を取得いたしました。また、本年3月、合弁子会社を通じて、インドで再生可能エネルギー電源開発等を行う事業会社Clean Max Enviro Energy Solutionsとの間で、再生可能エネルギー電源の開発・保有を行う合弁会社を設立するための契約を締結いたしました。

北米、南米、欧州、中東、豪州およびアジアのエネルギー事業者等との間で、e-メタン等の製造・日本への輸出等に向けた共同検討を進めております。

今後もカーボンニュートラルに資するe-メタン等のサプライチェーン構築に向けて取り組んでまいります。



調達元となるLNG基地の
上空からの外観イメージ
(アブダビ首長国)



Clean Max Enviro Energy Solutions
が運営する太陽光発電所 (インド)



「シーンズ京都鴨川河原町」(京都府)

3 | ライフ&ビジネス ソリューション

売上高は、前期に比べて3.1%増の2,824億円となりました。

都市開発事業を展開する大阪ガス都市開発株式会社は、当期中に「アーバネックス早稲田テラス」(東京都) 等の19物件の賃貸マンションを取得し、資産の拡充に努めました。また、「シーンズ京都鴨川河原町」(京都府) 等の5物件の分譲マンションが竣工いたしました。

また、京都リサーチパーク株式会社が運営する京都リサーチパーク地区 (KRP地区) において、2027年竣工を目指して、レンタルラボを備える新棟建設を推進しております。

情報ソリューション事業を展開する株式会社オージス総研は、企業情報システムのコンサルティング・設計・開発・運用や、AI・クラウドサービス等、総合的なITサービスの提供やお客様のDX推進支援に努めました。また、本年1月、フィリピンで基幹業務システムのパッケージ商品の導入・運用支援を行うFasttrack Solutions Inc.グループの事業を取得し、東南アジアにおける基幹業務システム関連事業を開始いたしました。

材料ソリューション事業を展開する大阪ガスケミカル株式会社は、ファイン材料、炭素材製品、保存剤等、付加価値の高い材料等の開発および販売拡大に努めました。木材保護塗料「キシラデコール」シリーズ製品が、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）において大阪府や大阪市等が出展する「大阪ヘルスケアパビリオン」の内部・外部壁面に採用されました。



「キシラデコール」シリーズ製品が採用された
「大阪ヘルスケアパビリオン」
(写真提供：公益社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン)

事業部門別 売上高・セグメント利益

	国内エネルギー	海外エネルギー	ライフ&ビジネスソリューション
売上高（億円）	17,379	1,281	2,824
前期比（%）	△1.9	+10.0	+3.1
構成比（%）	80.9	6.0	13.1
セグメント利益（億円）	775	719	287
前期比（%）	△15.9	△9.7	△7.3
構成比（%）	43.5	40.4	16.1

(注) 事業部門別の売上高・セグメント利益には、事業部門間の内部取引に係る金額を含んでおります。なお、セグメント利益には、持分法による投資利益を含んでおります。

② 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業部門	主要な事業内容
国 内 工 ネ ル ギ 一	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市ガスの製造・供給および販売 ● ガス機器販売 ● ガス配管工事 ● LNG販売 ● LNG輸送 ● LPG販売 ● 産業ガス販売 ● 発電および電気の販売
海 外 工 ネ ル ギ 一	<ul style="list-style-type: none"> ● 天然ガス等に関する開発・投資 ● エネルギー供給
ライフソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産の開発および賃貸 ● 情報処理サービス ● ファイン材料および炭素材製品の販売

③ 設備投資の状況

設備投資額につきましては、2,217億円となりました。

当期中に大阪ガスネットワーク株式会社のガス本支管は102km増加し、当期末の延長は51,921kmとなりました。

また、ガス製造・供給設備における安定供給と保安の確保を目的とした工事や、当社子会社による天然ガス開発・生産事業に関する設備工事、発電所の建設工事等を実施いたしました。

④ 資金調達の状況

長期借入金につきましては、当期中に595億円を借り入れました。また、社債^(※1)につきましては、トランジション・リンク・ボンド^(※2) 410億円（額面）を発行いたしました。

なお、長期借入金につきましては、当期中に519億円を返済いたしました。

(※1) 短期社債を含んでおりません。

(※2) 脱炭素社会の実現に向けて長期的な戦略を策定した企業が、その戦略に沿った温室効果ガス排出削減等の目標設定を行い、当該目標の達成状況に応じて経済的条件等が変動する社債です。

⑤ 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社りそな銀行	55,471
株式会社三井UFJ銀行	35,828
株式会社日本政策投資銀行	28,444
株式会社国際協力銀行	21,173
株式会社三井住友銀行	20,180

⑥ 対処すべき課題

1. 経営方針

当社グループは、「暮らしとビジネスの“さらなる進化”的お役に立つ企業グループ」として、天然ガス・電力・LPGなどのエネルギーとその周辺サービスや、都市開発・材料・情報等のエネルギー以外の様々な商品・サービスを通じて、「お客さま価値」「社会価値」「株主さま価値」「従業員価値」の創造を目指します。そのためには、持続的な成長を実現することが最大の経営課題であると認識し、2017年に長期経営ビジョン2030「Going Forward Beyond Borders」を、2024年には中期経営計画2026「Connecting Ambitious Dreams」を策定いたしました。

また、2021年に、当社グループの事業活動におけるカーボンニュートラルの実現の方向性や取組みを示した「Daigasグループ カーボンニュートラルビジョン」を、2023年には、2030年までのエネルギートランジションに向けた考え方や具体的な方策を示した「Daigasグループ エネルギートランジション 2030」を、本年2月には、2050年に向けたロードマップとソリューションを示した「Daigasグループ エネルギートランジション 2050」を策定しております。

当社グループは、これらのビジョン・計画に沿って、時代を超えて選ばれ続ける革新的なエネルギー＆サービスカンパニーとなることを目指します。また、経営環境の変化に対応しながら、安定供給やトランジション期における低炭素化等「今日の安心」をまもり続けるとともに、カーボンニュートラルなど社会課題の解決が進む「未来の日常」の創造に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2. 重点課題

中期経営計画2026では、重点戦略「3つの約束」として、カーボンニュートラルと天然ガスの高度利用の両輪で社会課題の解決を進める「ミライ価値の共創」、多様な人材が集い切磋琢磨し合う企業文化を目指す「従業員の輝き向上」、資産価値の最大化を図るアセットライトな経営意識の徹底を中心とする「経営基盤の進化」を掲げます。これらの取組みを通じて、社会課題の解決に資する価値創造と、「国内エネルギー事業」「海外エネルギー事業」「ライフ＆ビジネス ソリューション事業」を3つの柱とした、将来の経営環境の変化に対応するポートフォリオ経営の実践を目指します。それらの実現に向け、以下のとおり、課題に取り組んでまいります。

(1) 国内エネルギー事業

① 安定的、経済的な原燃料調達

多数の生産者から分散して調達することにより、天然ガス等の原燃料の安定確保に努めるとともに、契約価格指標の多様化等により、市場競争力を高める原燃料調達を目指します。

また、原燃料調達の不測の事態に対しては、トレーディング等で培ったノウハウを活かし、迅速かつ柔軟に原燃料の確保を図ります。

② 競争力のある電源の確保および再生可能エネルギーの普及拡大

新規電源の開発、卸電力市場やアライアンス先からの調達等を通じ、競争力のある電源ポートフォリオの構築を進めます。特に再生可能エネルギーは、カーボンニュートラル化に向けて開発や事業参画を推進し、協業等を通じて調達先の拡大や案件取得を進めてまいります。

③安定供給と保安の確保

安全かつ安定的な操業を最優先にして、ガス製造・供給設備、発電設備等の維持・増強・改修、地震・津波等の自然災害対策および感染症の流行等の事態への対策等、安定供給とレジリエンスの向上に継続的に取り組んでまいります。また、万一のガス漏れ等の緊急時への対応を引き続き行い、お客さま先の保安の確保に努めてまいります。

④マーケタービジネスの拡大

燃料電池等のガスコーチェネレーションシステムやガス冷暖房の普及、電力・LPG販売の拡大、「D-Lineup」等の提案メニューの拡充、分散型電源と再生可能エネルギーを組み合わせたエネルギーネットワークの構築等を通じて、カーボンニュートラル化やレジリエンスの向上といった社会課題の解決に貢献してまいります。また、デジタルを活用したライフサービスプラットフォームの「スマイルINK」や「住ミカタ・サービス」、リノベーションなどのライフサポートサービス、建物・設備の管理やメンテナンス、空調・換気、水処理、省エネルギー・設備稼働状況等の見える化など、エネルギー周辺サービスを拡充するとともに、固定通信サービスや冷蔵食品の定期宅配サービスの「FitDish」、お客さまのライフスタイルやビジネスニーズに応じたエネルギー料金メニューも総合的に提供することで、お客さまの快適な生活の実現やビジネスの発展に貢献してまいります。さらに、各地のエネルギー事業者を含めた様々なパートナーとの連携等を通じ、幅広くマーケタービジネスを拡大してまいります。

⑤エネルギーインフラ開発・エンジニアリング事業の推進

天然ガス火力発電所等の新規エネルギーインフラ開発を推進いたします。また、LNGの導入等を検討しているお客さまに対し、これまでの事業展開で培ったノウハウを活かし、ニーズに応じたソリューションを提案することでエンジニアリング事業を推進してまいります。

⑥公正で効率的なガス導管事業の推進

一般ガス導管事業者として、託送供給の中立性・透明性の確保や利便性の向上を図りつつ、地域社会や需要家のニーズに応えながら、都市ガス需要の維持・拡大に継続的に取り組んでまいります。

(2) 海外エネルギー事業

天然ガス等の安定調達と収益獲得のため、現在取り組んでいる北米サビン社によるシェールガス開発等を着実に推進するとともに、北米フリーポートプロジェクトの液化事業や豪州ゴーゴン・イクシスプロジェクトの生産事業の安全かつ安定的な操業に向け働きかけてまいります。IPP事業では、ガス火力発電事業の安定的な操業に努めるとともに、再生可能エネルギー等の開発・取得を進めてまいります。マーケタービジネスでは、国内で培った知見を活かし、ガス・電力・エネルギー・サービス事業の運営や新規案件の開発等に着実に取り組むとともに、事業参画等を通じて新しい領域におけるノウハウの取得を進めます。さらに、ニーズに応じたソリューションを提案することで、エネルギーインフラ開発やエンジニアリング事業を推進してまいります。

(3) ライフ&ビジネス ソリューション事業

エネルギー事業で培った技術と知見を基盤に、都市開発・材料・情報等の事業において、固有の強みを活かした商品・サービスを提供することで、国内外のお客さまの快適・便利・健康の実現をサポートし、お客さまの豊かな暮らしやビジネスの発展に貢献してまいります。

(4) 経営基盤

①サステナビリティ経営の実践

「Daigasグループ企業行動憲章」に基づき、サステナビリティ経営を実践し、国内外における当社グループのサプライチェーンに関わる皆様とともに、お客さまや社会からのさらなる信頼獲得に努めてまいります。

環境の側面では、カーボンニュートラル社会へのトランジション期において、石炭・重油等から天然ガスへの燃料転換や高効率な設備の導入等を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入や、カーボンニュートラルなLNGや都市ガスの普及等により、お客さま先や自らの事業活動におけるCO₂排出削減の取組みを一層拡大してまいります。さらに、カーボンニュートラル社会の実現に向け、e-メタン・水素等の技術開発やサプライチェーン構築を進めてまいります。また、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言を踏まえて、カーボンニュートラル化への取組みに関する情報開示の充実に取り組んでまいります。社会の側面では、国際規範に則り、2021年4月に制定した「Daigasグループ人権方針」に基づき、人権や労働・安全衛生への取組みを進めるとともに、女性取締役の登用等によるダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの風土醸成を進めてまいります。ガバナンスの側面では、コンプライアンスの意識向上の取組みを継続・強化するとともに、リスク管理の体制強化や実効性の向上、情報セキュリティ対策等を推進いたします。

②イノベーション・技術開発・デジタルトランスフォーメーションの推進

IoTやAIなど、最先端のデジタル技術や当社グループ内外のアイデアを活用した新しいサービスの創造による価値向上と、社内での業務改革・システム刷新による生産性の向上に取り組んでまいります。また、燃料電池をはじめとするガス機器・設備のさらなる高効率化とコストダウン、新たな材料や情報処理、カーボンニュートラル化等に関する技術開発を推進いたします。

③人材・組織の強化

当社グループのアウトプットの最大化に向けて、多様な人材が集い切磋琢磨し合うことで従業員の力が最大限発揮される環境づくりを進めてまいります。人材の面では、多様で専門性の高い人材の獲得を拡大するとともに、従業員の成長を促進する制度・育成策を強化してまいります。組織の面では、タレントマネジメントにより適所適材の配置を実現するとともに、ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの推進や、働き方・仕事の進め方の変革、成長と挑戦を促す組織風土のさらなる醸成等に取り組んでまいります。会社と人材の双方のコミュニケーションを通じて各取組みを活性化させ、従業員のエンゲージメント向上を図ります。

3. おわりに

グループの内部統制システムの運用状況の確認および評価を継続的に行い、所要の措置を講じることにより、実効性の高い内部統制を行ってまいります。これらの仕組みのもと、以上の課題に対処するとともに、「Daigasグループ企業理念」を実践し、持続的成長に向けて不断の努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑦ 財産および損益の状況

区分	2021年度 第204期	2022年度 第205期	2023年度 第206期	2024年度 第207期 (当期)
売上高 (百万円)	1,591,120	2,275,113	2,083,050	2,069,019
経常利益 (百万円)	113,525	75,649	226,563	189,647
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	130,421	57,110	132,679	134,414
1株当たり当期 純利益 (円)	313.69	137.39	320.60	333.31
総資産 (百万円)	2,588,086	2,819,589	2,980,127	3,200,525
純資産 (百万円)	1,296,089	1,417,178	1,604,992	1,739,291

(注) 第205期の期首より「連結財務諸表規則」のみに基づき連結財務諸表を作成することに変更するとともに、ガス販売に係る収益について「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号、2021年3月26日) 第103-2項に基づく方法に変更しております。第204期についても、これらの変更を遡って反映し算定しており、本事業報告における記載は、変更反映後の数値に基づき記載しております。

⑧ 主要な営業所および工場ならびに従業員の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 主要な営業所等の状況

当社	本社	本社 [大阪府]
	事業所	大阪事業所 [大阪府] 南部事業所 [大阪府] 北部事業所 [大阪府] 東部事業所 [大阪府] 兵庫事業所 [兵庫県] 京滋事業所 [京都府]
	LNG基地	泉北製造所 [大阪府] 姫路製造所 [兵庫県]
	研究所	エネルギー技術研究所 ^(※1) [大阪府]
	子会社 (※2)	大阪ガス都市開発株式会社 [大阪府] 株式会社オージス総研 [大阪府] 大阪ガスケミカル株式会社 [大阪府] 大阪ガスネットワーク株式会社 [大阪府] 大阪ガスマーケティング株式会社 [大阪府] Daigasエナジー株式会社 [大阪府] Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社 [大阪府] Osaka Gas USA Corporation [米国テキサス州]

(2) 従業員の状況

事業部門	従業員数 (名) (※3)
国 内 工 ネ ル ギ 一	10,934
海 外 工 ネ ル ギ 一	358
ライフソリューション	10,112
合 計	21,404

(※1) 本年4月1日、先端技術研究所に名称変更しております。

(※2) 重要な子会社の本社所在地を主要な営業所としております。

(※3) 従業員数は、就業人員数であります。

⑨ 事業の譲渡、吸収分割等

2024年7月1日、当社は、Daigasエナジー株式会社の不動産事業の一部および株式会社オージー・キャピタルの不動産事業を、吸収分割により承継いたしました。

⑩ 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

当社グループでは、関係会社のうち、エネルギー分野その他の各事業分野において中心的役割を担い、当社グループの経営の基本単位として位置付ける関係会社を中核会社、ネットワーク会社、基盤会社および海外地域統括会社としており、これらを重要な子会社としております。

区分	会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
中核会社	大阪ガス都市開発株式会社	1,570百万円	100%	不動産の開発・賃貸・管理・分譲
	株式会社オージス総研	440百万円	100%	ソフトウェア開発、コンピュータによる情報処理サービス
	大阪ガスケミカル株式会社	14,231百万円	100%	ファイン材料および炭素材製品等の製造・販売
ネットワーク会社	大阪ガスネットワーク株式会社	6,000百万円	100%	一般ガス導管事業等（都市ガスの託送供給、ガス配管工事等）
基盤会社	大阪ガスマーケティング株式会社	100百万円	100%	家庭用向けガス・電気の販売およびガス機器販売・保守等、リフォーム
	Daigasエナジー株式会社	310百万円	100%	業務用等向けガス・電気の販売およびガス機器販売・保守等、エネルギーサービス、LNG販売、LPG販売、熱供給
	Daigasガスアンドパワー・ソリューション株式会社	100百万円	100%	ガス製造所・発電所のオペレーション・メンテナンス、発電および電気の販売、エンジニアリング
海外地域統括会社	Osaka Gas USA Corporation	1米ドル	100%	北米における天然ガス等およびエネルギー供給事業に関する投資等

(注) 上記の重要な子会社8社を含む連結子会社は、163社であります。

II | 役員に関する事項

① 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	本 莊 武 宏		大阪府公安委員会委員 朝日放送グループホールディングス株式会社取締役
代表取締役社長 社長執行役員	藤 原 正 隆		
代表取締役 副社長執行役員	田 坂 隆 之	担当: 東京支社 東京駐在 統括支配人 分掌: エナジーソリューション事業部 秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部 大阪ガス都市開発株式会社 株式会社オージス総研	大阪ガス都市開発株式会社取締役 株式会社オージス総研取締役
代表取締役 副社長執行役員	竹 森 敬 司	分掌: 資源・海外事業部 大阪ガスケミカル株式会社	大阪ガスケミカル株式会社取締役
代表取締役 副社長執行役員	坂 梨 興	技術統括 ESG推進統括 カーボンニュートラル推進統括 リスク管理統括 経営企画本部長 電力事業部長 分掌: ガス製造・エンジニアリング事業部 事業創造本部	
取締役 常務執行役員	今 井 敏 之	人事部長 担当: 秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部	大阪ガス都市開発株式会社取締役 株式会社オージス総研取締役 大阪ガスケミカル株式会社取締役
取締役	村 尾 和 俊		西日本高速道路株式会社取締役
取締役	来 島 達 夫		西日本旅客鉄道株式会社顧問 住友電気工業株式会社監査役
取締役	佐 藤 友美子		学校法人追手門学院理事

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	新 関 三希代		同志社大学大学院経済学研究科後期課程教授
取締役 (監査等委員) (常勤)	竹 口 文 敏		
取締役 (監査等委員) (常勤)	狭 間 一 郎		
取締役 (監査等委員)	梨 岡 英理子		株式会社環境管理会計研究所代表取締役 梨岡会計事務所所長 株式会社三社電機製作所取締役 フクシマガリレイ株式会社取締役(監査等委員)
取締役 (監査等委員)	南 知恵子		柏山女子園大学現代マネジメント学部教授
取締役 (監査等委員)	古 財 英 明		京都大学大学院法学研究科教授 一般財団法人日本法律家協会近畿支部監事

(注) 1. 「担当」欄の分掌とは、特定の本部、組織、職位または中核会社の業務について、経営上の重要度および影響度等を勘案してモニタリング、助言・勧告を行うことであります。

2. 取締役 村尾和俊、来島達夫、佐藤友美子、新関三希代、梨岡英理子、南知恵子、古財英明は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門との十分な連携を図るため、取締役（監査等委員） 竹口文敏、狭間一郎を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 当社は、社外取締役全員を、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出しております。

5. 各社外取締役の「重要な兼職の状況」欄に記載の法人等と当社との間には、記載すべき関係はありません。

6. 取締役 竹森敬司、坂梨興、今井敏之は、2024年6月27日開催の第206回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。

7. 当社は、2024年6月27日開催の第206回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役 米山久一、狭間一郎、佐々木茂美、梨岡英理子、南知恵子は退任し、監査等委員である取締役として、竹口文敏、狭間一郎、梨岡英理子、南知恵子、古財英明が新たに選任され、同日就任いたしました。

8. 取締役（監査等委員） 梨岡英理子は、公認会計士資格および税理士資格を有しております、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

9. 取締役 本荘武宏の「重要な兼職の状況」欄に記載の朝日放送グループホールディングス株式会社取締役、取締役 村尾和俊の同欄に記載の西日本高速道路株式会社取締役、取締役 梨岡英理子の同欄に記載の株式会社三社電機製作所取締役は、社外取締役であり、取締役 梨岡英理子の同欄に記載のフクシマガリレイ株式会社取締役は、監査等委員である社外取締役であります。また、取締役 来島達夫の同欄に記載の住友電気工業株式会社監査役は、社外監査役であります。

(注) 10. 当期中の重要な兼職の状況の異動

取締役 本荘武宏は、2024年4月1日、大阪ガス都市開発株式会社取締役を退任いたしました。

取締役 藤原正隆は、2024年4月1日、株式会社オージス総研取締役および大阪ガスケミカル株式会社取締役を退任いたしました。

取締役 田坂隆之は、2024年4月1日、株式会社オージス総研取締役に就任いたしました。

取締役 村尾和俊は、2024年5月27日、公益社団法人関西経済連合会副会長を退任いたしました。

取締役 村尾和俊は、2024年6月19日、京阪ホールディングス株式会社取締役を退任いたしました。

取締役 村尾和俊は、2024年6月26日、西日本高速道路株式会社取締役に就任いたしました。

取締役 村尾和俊は、2024年6月30日、西日本電信電話株式会社相談役を退任いたしました。

取締役 古財英明は、2024年9月24日、一般財団法人日本法律家協会近畿支部監事に就任いたしました。

11. 当期末後の取締役の担当の異動

取締役の担当は、本年4月1日、一部変更となりました。変更が生じた取締役の本年4月1日以降の担当は以下のとおりとなりました。

地位	氏名	担当
代表取締役 副社長執行役員	田 坂 隆 之	担当：東京駐在 分掌：エナジーソリューション事業部 秘書部 広報部 人事部 総務部 資材部 東京支社 統括支配人 大阪ガス都市開発株式会社 株式会社オージス総研
代表取締役 副社長執行役員	竹 森 敬 司	技術統括 分掌：資源・海外事業部 事業創造本部 大阪ガスケミカル株式会社
代表取締役 副社長執行役員	坂 梨 興	保安統括 経営企画本部長 分掌：ガス製造・エンジニアリング事業部 電力事業部
取締役 常務執行役員	今 井 敏 之	サステナビリティ推進統括 リスク管理統括 担当：秘書部 広報部 人事部 総務部

12. 取締役 梨岡英理子の重要な兼職先であるフクシマガリレイ株式会社は、本年4月1日、ガリレイ株式会社に商号を変更いたしました。

② 補償契約に関する事項

当社は、前記「Ⅱ①取締役の氏名等」に記載の取締役との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内で補償することを目的とする補償契約を締結しております。

当社は、当該補償契約によって役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当該補償契約において主に以下の事項を定めております。

- ・一事象当たりの補償上限額
- ・法令に違反することを認識しながら職務を執行したことにより発生した費用および損失については、補償を行わない旨
- ・損失の一部を役員自身の負担とする旨

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社、ならびに当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員^(※1) および社外派遣役員^(※2) を被保険者^(※3) として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害等（法律上の損害賠償金、争訟費用等）を填補することを目的とする保険契約を締結しております。

（※1）取締役会決議により選任される基本組織長等の重要な使用人。

（※2）当社の指示等に基づき、社外法人において会社法上の取締役、執行役、監査役または会計参与の地位（これらと同等とされる地位を含みます。）にある者。

（※3）1992年1月25日以降に被保険者となる地位を退任・退職した者および保険期間中に新たに被保険者となる地位に就任した者を含みます。

当社は、当該保険契約によって被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当該保険契約において主に以下の事項を定めております。

- ・保険期間中における保険金の総支払限度額
- ・私的な利益または便宜の供与を違法に得たことや犯罪行為等に起因する損害等については、保険金が支払われない旨
- ・損害の一部を被保険者自身の負担とする旨

なお、当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しております。

④ 社外役員に関する事項

(1) 主な活動状況

社外役員の主な活動状況は、下表のとおりであります。

社外取締役（監査等委員である取締役を除きます。）には、その経験・識見等に基づき、取締役会の一員として意思決定に参画いただくとともに、独立した立場から業務執行取締役の職務の執行を監視・監督いただくことを期待しております。また、監査等委員である社外取締役には、その経験・識見等に基づき、独立した立場から業務執行取締役の職務の執行を監査いただくこと、および取締役会の一員として意思決定に参画いただくとともに、業務執行取締役の職務の執行を監視・監督いただくことを期待しております。

いずれの社外取締役も、取締役会や任意の諮問委員会への出席・発言等を通じて、その役割を適切に果たしていただいております。

地位	氏名	出席状況および発言状況
取 締 役	村 尾 和 俊	13回開催された取締役会に13回出席しております。企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取 締 役	来 島 達 夫	13回開催された取締役会に13回出席しております。企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取 締 役	佐 藤 友美子	13回開催された取締役会に13回出席しております。生活・文化に関する深い識見を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取 締 役	新 関 三希代	13回開催された取締役会に13回出席しております。経済学分野に関する深い識見や組織運営に関する豊富な経験を活かし、また社外取締役としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取 締 役 (監査等委員)	梨 岡 英理子	13回開催された取締役会に13回出席し、また3回開催された監査役会に3回、11回開催された監査等委員会に11回出席しております。財務・会計、サステナビリティに関する深い識見や企業経営・組織運営に関する豊富な経験を活かし、また社外監査役および社外取締役（監査等委員）としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取 締 役 (監査等委員)	南 知恵子	13回開催された取締役会に13回出席し、また3回開催された監査役会に3回、11回開催された監査等委員会に11回出席しております。経営学分野に関する深い識見や組織運営に関する豊富な経験を活かし、また社外監査役および社外取締役（監査等委員）としての独立した立場から、適宜発言がありました。
取 締 役 (監査等委員)	古 財 英 明	2024年6月27日の当社取締役就任後、10回開催された取締役会に10回出席し、また11回開催された監査等委員会に11回出席しております。法曹実務家としての専門的知見や組織運営に関する豊富な経験を活かし、また社外取締役（監査等委員）としての独立した立場から、適宜発言がありました。

(注) 1. 当社は、2024年6月27日開催の第206回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。上表には、移行前の監査役会および移行後の監査等委員会への出席状況および発言状況を記載しております。

2. 当社および大阪ガスマーケティング株式会社は、エネファームの販売に関する表示について、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）上の疑義がある表示の存在が判明したため、再発防止策を講じるとともに、本年3月27日、消費者庁に報告を行いました。

いずれの社外取締役も、当該事実の判明前はこれらの存在を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っております。また、当該事実の判明後においては、消費者庁による調査への協力および再発防止策の策定・実施についての提言を行うなど、その役割を適切に果たしております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

⑤ 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下、「報酬決定方針」といいます。）を社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、取締役会の決議により定めており、その概要は、下表^(※)のとおりであります。

(※) 当期中に開催した取締役会の決議により、報酬決定方針の一部を変更しております。変更箇所および内容は下線部および注釈に記載のとおりであります。なお、いずれの変更も、2025年4月以降の報酬に適用されます。

報酬決定方針

基本的な考え方

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に対する取締役の意欲を高める報酬体系とする。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬とする。取締役会長の報酬は、執行と監督の分離を明確化するため、固定報酬としての基本報酬および株式報酬とする。業務執行から独立した立場である社外取締役は、固定報酬としての基本報酬のみとする。

取締役の報酬は、客観性を確保し決定プロセスの透明性を図る観点から、社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において決定する。

基本報酬

基本報酬は、金銭による月例の報酬とする。その金額は、取締役会の決議により定める規則に従い、各取締役の地位および担当、世間水準等を踏まえて決定する。

業績連動報酬

業績連動報酬は、金銭による月例の報酬とする。その金額は、短期および中長期的な企業価値向上に資することを目的として、単年度の連結EBITDA、直近3か年の連結ROE、および中期経営計画のサステナビリティ指標^(※1)を主な指標として決定する。

株式報酬

中長期的な企業価値向上と報酬の連動性を高め、株主との一層の価値共有も進めるため、譲渡制限付株式を、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、各取締役の役位、職責、株価等を踏まえて決定する。

報酬毎の割合

業務執行取締役は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の比率の目安を4:4:2とする。取締役会長は、基本報酬と株式報酬の比率の目安を8:2とする。社外取締役は、全額を基本報酬とする。

報酬の決定手続

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議により定める規則に従い、任意の諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会の決議により決定する。^(※2)

なお、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定する。

(※1) 変更前の報酬決定方針では「ESG指標」としておりましたが、本年3月13日開催の取締役会の決議により、指標名を変更しております。

(※2) 変更前の報酬決定方針では、報酬等のうち金銭報酬に係る内容は、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長が決定することができることとしておりましたが、本年1月30日開催の取締役会の決議により、当該取扱いを廃止しております。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本事項において同じです。）の報酬額は、2024年6月27日開催の第206回定時株主総会において、取締役（社外取締役を含みます。）の月額金銭報酬は月額57百万円以内と決議されております。

また、同定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額144百万円（月額換算12百万円）以内、当該金銭報酬債権の当社への給付と引き換えに当社が発行または処分する当社の普通株式の総数は年96千株以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、月額金銭報酬の対象となる取締役が10名（うち社外取締役は4名）、株式報酬の対象となる取締役が6名であります。

(3) 監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議および報酬等の決定に関する事項

監査等委員である取締役の報酬額は、2024年6月27日開催の第206回定時株主総会において、月額14百万円以内と決議されております。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名であります。

監査等委員である各取締役の報酬額については、上記の決議の範囲内で、監査等委員会の決議により定める規程等に基づき、監査等委員の協議により、全員の同意をもって決定することとしております。業績に左右されず独立した立場で取締役の職務の執行を監査する役割を担っていることから、固定報酬のみとし、常勤・非常勤の別や監査職務の分担の状況等を考慮して決定いたします。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定の委任等に関する事項

当社は、取締役会の決議による委任に基づき、代表取締役社長である藤原正隆が、当期における各取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本事項において同じです。）の報酬等のうち、月額金銭報酬の報酬額、支給の時期および方法等を決定しておりました。会社業績を俯瞰しつつ、各業務執行取締役の職務の執行状況も踏まえて報酬の内容を決定するには、代表取締役社長による決定が適していると考え、上記の権限を委任していたものであります。

また、代表取締役社長の権限が適切に行使されるよう、上記の委任にあたっては、報酬決定方針および取締役会の決議により定める規則に従い、各取締役の地位および担当、世間水準、会社業績等を踏まえ、社外取締役が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経たうえで、各取締役の個人別の報酬額等を決定することとしておりました。当該手続を経て各取締役の個人別の報酬額等が決定されていることから、取締役会は当期における各取締役の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額（百万円）				対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績運動報酬	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く）	558	278	159	119	12
内、社外取締役	55	55	—	—	4
取締役（監査等委員）	95	95	—	—	5
内、社外取締役	32	32	—	—	3
監査役	25	25	—	—	5
内、社外監査役	9	9	—	—	3

(注) 1. 当社は、2024年6月27日開催の第206回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しております。「監査役」の報酬等は当該移行前の期間に係るものであり、「取締役（監査等委員）」の報酬等は当該移行後の期間に係るものであります。

2. 「取締役（監査等委員を除く）」の報酬等の額および員数には、2024年6月27日開催の第206回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名分を含んでおります。

3. 業績運動報酬のうち、2024年6月までに支払った業績運動報酬の額は、固定報酬に、2020年度から2022年度の親会社株主に帰属する当期純利益および2022年度のESG指標達成度係数を主な指標として算定した係数を乗じることなどにより算定しております。当該業績指標を選定した理由は、短期および中長期的な企業価値向上に向けた取締役の意欲向上に資すると判断したためであります。

親会社株主に帰属する当期純利益の実績は、2020年度は808億円、2021年度は1,282億円、2022年度は571億円であります。また、2022年度のESG指標達成度係数につきましては、下表の14項目のESG指標を設定しており、これらのうち①および③を除く12項目について達成しております。

①お客さまアカウント数、②お客さま満足度、③強靭な設備形成（ガス管の耐震化率・地震ブロック数）、④再生可能エネルギー電源比率、⑤再生可能エネルギー普及貢献量、⑥CO2排出削減貢献量、⑦行政活動（まちづくり構想等）への参画数、⑧地域との共創回数、⑨適切な新規サプライヤー比率、⑩従業員意識調査、⑪従業員1人あたりの年間研修時間、⑫女性役員比率、⑬女性の管理職昇格比率、⑭女性の総合職採用比率

2024年7月以降に支払った業績運動報酬の額は、固定報酬に、2023年度の連結EBITDA、2021年度から2023年度の連結ROE、および中期経営計画のESG指標を主な指標として算定した係数を乗じることなどにより算定しております。当該業績指標を選定した理由は、短期および中長期的な企業価値向上に向けた取締役の意欲向上に資すると判断したためであります。

2023年度の連結EBITDAの実績は、3,281億円であります。連結ROEの実績は、2021年度は11.0%、2022年度は4.3%、2023年度は8.9%であります。また、中期経営計画のESG指標につきましては、中期経営計画の実施期間（2024年度から2026年度）における下表の23項目のESG指標の達成度に応じて係数を算定することとしており、当期末時点での実績はありません。

①CO2排出削減貢献量、②再生可能エネルギー普及貢献量、③再生可能エネルギー電源比率、④グループCO2排出量、⑤自社オフィス・社用車CO2削減率、⑥e-メタン社会実装の推進、⑦メタネーション技術開発の推進、⑧重大事故および自社起因の重大供給支障件数、⑨強靭な設備形成、⑩お客さまアカウント数、⑪お客さま満足度、⑫イノベーションの推進、⑬女性の管理職昇格比率、⑭女性の総合職採用比率、⑮ワークエンゲージメントスコア、⑯新卒・キャリア採用（総合職）合計数、⑰次世代経営人材の準備率、⑱女性取締役比率、⑲重大な法令違反件数、⑳DX中核スタッフ人材の確保、㉑人権の尊重、㉒地域コミュニティへの貢献、㉓ライフ&ビジネスソリューション事業の持続的成長

4. 非金銭報酬（株式報酬）として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象に譲渡制限付株式を付与しております。取締役会の決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を対象取締役に支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付することで、当社の自己株式の処分を受けております。譲渡制限期間は、株式の割当てを受けた日から退任する日までの期間としており、対象取締役の退任が、当社が正当と認める事由等であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除いたします。対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定しており、当期中に対象取締役に割当てた株式数は、後記「Ⅲ④当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

III 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

① 発行株式数と株主数

項目	内容
発行可能な株式総数	700,000,000株
発行済株式の総数(※)	404,105,300株
株主数	90,003名

(※) 自己株式7,127,258株を含んでおります。なお、当期中に自己株式を消却した結果、「発行済株式の総数」は、前期末より5,806,800株減少しております。

② 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	66,198	16.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	25,381	6.39
日本生命保険相互会社	13,469	3.39
株式会社りそな銀行	10,555	2.66
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	8,658	2.18
株式会社三井UFJ銀行	8,391	2.11
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	7,406	1.87
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	5,973	1.50
明治安田生命保険相互会社	5,838	1.47
JPMモルガン証券株式会社	5,234	1.32

(注) 持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式の数(いずれも当期末時点)を除いております。

③ 自己株式の取得および消却

下表の通り、自己株式の取得および消却を行いました。

取得決定日	取得した自己株式数	取得方法	消却決定日	消却日
2024年5月8日	5,806,800株	市場買付け	2024年9月26日	2024年10月11日
2024年10月31日	6,223,500株		2025年4月24日	2025年5月16日

④ 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

対象	株式数	人数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	33,950株	6名

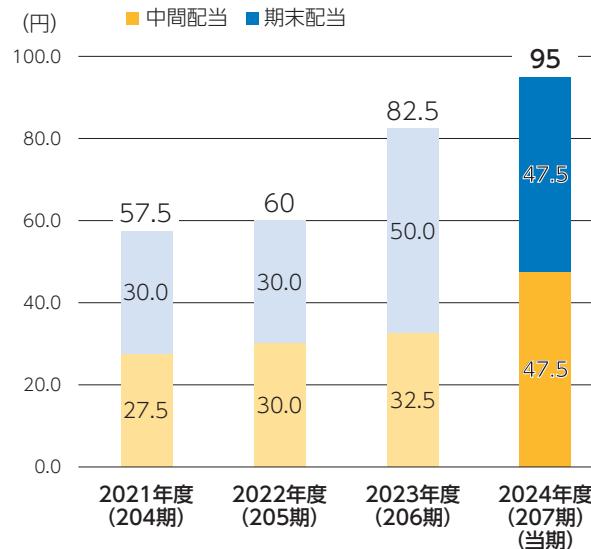
(注) 当社は、上記取締役6名および取締役を兼務しない執行役員19名に対して、株式報酬として、2024年7月19日付で当社の自己株式80,560株を処分しております。

⑤ 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当の決定に際しては、原則減配せず、増配または配当額を維持する累進配当を基本に据えながら、業績、今後の経営計画等を踏まえ、当社個別の剰余金分配可能額の範囲内で、株主資本配当率3.0%を目指すことを剰余金の配当の決定に関する方針としております。

なお、当社の配当につきましては、機動的な剰余金の配当等を行うため、定款第28条の規定に基づき取締役会の決議によって行うこととしております。

【ご参考】一株あたり配当金の推移



IV|会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等

(1) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
当 社	118（※）	7
当 社 子 会 社	165	23
合 計	283	31

（※）当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、金額はこれらの合計額で記載しております。

(2) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等が適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、業務効率化等の検討に関して会計・税務面の専門的見地からの助言の提供等を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査等委員の全員の同意により解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、独立性等を総合的に評価し、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

以上

連結計算書類

■連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

資産の部		
流 動 資 産		812,779
現 金 及 び 預 金		82,810
受取手形、売掛金及び契約資産		317,852
リース債権及びリース投資資産		63,931
棚 卸 資 産		204,987
そ の 他		144,836
貸 倒 引 当 金		△1,639
固 定 資 産		2,387,746
有 形 固 定 資 産		1,427,677
建 物 及 び 構 築 物		207,431
機 械 装 置 及 び 運 搬 具		708,617
土 地		269,815
建 設 仮 勘 定		212,405
そ の 他		29,408
無 形 固 定 資 産		92,377
投 資 そ の 他 の 資 産		867,691
投 資 有 価 証 券		569,252
長 期 貸 付 金		34,897
退職給付に係る資産		144,544
そ の 他		119,729
貸 倒 引 当 金		△730
資 産 合 計		3,200,525

負債の部		
流 動 負 債		409,785
支 払 手 形 及 び 買 掛 金		103,690
そ の 他		306,094
固 定 負 債		1,051,448
社 債		500,999
長 期 借 入 金		363,939
繰 延 税 金 負 債		75,371
退職給付に係る負債		17,394
そ の 他		93,743
負 債 合 計		1,461,234
純資産の部		
株 主 資 本		1,302,054
資 本 金		132,166
資 本 剰 余 金		19,902
利 益 剰 余 金		1,173,020
自 己 株 式		△23,034
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		386,739
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		56,187
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		70,747
土 地 再 評 価 差 額 金		△2,395
為 替 換 算 調 整 勘 定		216,648
退職給付に係る調整累計額		45,552
非 支 配 株 主 持 分		50,497
純 資 産 合 計		1,739,291
負 債 純 資 産 合 計		3,200,525

■連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		
売 上	高	2,069,019
売 上 原 価		1,663,441
(売 上 総 利 益)		(405,577)
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		244,846
(営 業 利 益)		(160,731)
営 業 外 収 益		54,277
受 取 利 息		12,020
受 取 配 当 金		6,716
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		20,653
そ の 他		14,886
営 業 外 費 用		25,361
支 払 利 息		15,332
そ の 他		10,028
(経 常 利 益)		(189,647)
特 別 利 益		25,406
投 資 有 価 証 券 売 却 益		25,406
特 別 損 失		25,803
減 損 損 失		14,397
投 資 有 価 証 券 評 価 損		11,406
(税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益)		(189,250)
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		26,458
法 人 税 等 調 整 額		27,737
(当 期 純 利 益)		(135,054)
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		640
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		134,414

計算書類

■貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		
流動資産		522,648
現金及び預金		11,361
受取手形		34
売掛金		265,808
商品及び製品		12,417
原材料及び貯蔵品		66,080
短期貸付金		152,556
その他の		15,329
貸倒引当金		△940
固定資産		1,513,560
有形固定資産		161,530
建物		19,585
構築物		13,724
機械及び装置		31,923
工具、器具及び備品		1,540
土地		75,101
建設仮勘定		19,507
その他の		147
無形固定資産		27,314
ソフトウエア		26,667
その他の		647
投資その他の資産		1,324,715
投資有価証券		76,490
関係会社株式及び出資金		721,961
長期貸付金		428,397
前払年金費用		80,266
その他の		17,788
貸倒引当金		△188
資産合計		2,036,209

(単位：百万円)

負債の部		
流动負債		497,533
買掛金		56,823
短期借入金		253,485
未払金		18,584
未払費用		90,553
未払法人税等		8,480
前受金		89
預り金		6,823
その他の		62,693
固定負債		768,439
社債		500,999
長期借入金		232,957
退職給付引当金		853
その他の		33,628
負債合計		1,265,972
純資産の部		
株主資本		757,819
資本金		132,166
資本剰余金		19,482
資本準備金		19,482
利益剰余金		629,205
利益準備金		33,041
その他利益剰余金		596,163
特定資産買換等圧縮積立金		195
海外投資等損失準備金		2,028
投資促進税制積立金		142
原価変動調整積立金		89,000
別途積立金		62,000
繰越利益剰余金		442,796
自己株式		△23,034
評価・換算差額等		12,416
その他有価証券評価差額金		35,998
繰延ヘッジ損益		△23,582
純資産合計		770,236
負債純資産合計		2,036,209

■損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		
売	上	高 1,514,799
売	上	原 価 1,354,300
(売	上	総 利 益) (160,498)
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		124,906
(営 業 利 益)		(35,592)
営 業 外 収 益		34,714
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金		25,249
そ の 他		9,464
営 業 外 費 用		15,998
支 払 利 息		8,134
投 資 有 價 証 券 評 價 損		3,413
そ の 他		4,450
(経 常 利 益)		(54,307)
特 別 利 益		28,180
投 資 有 價 証 券 売 却 益		22,837
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益		5,343
特 別 損 失		13,166
減 損 損 失		13,166
(税 引 前 当 期 純 利 益)		(69,321)
法 人 税 等 調 整 額		5,795
(当 期 純 利 益)		11,002
(当 期 純 利 益)		(52,524)

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

大阪瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 大 輔
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 正 紹
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 卓 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪瓦斯株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合は当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

大阪瓦斯株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 大 輔
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 正 紹
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 卓 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第207期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31までの第207期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1.監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告記載のエネファームの販売に関する表示について消費者庁に報告を行った件に関しては、再発防止策の実施状況や管理体制の強化状況等、当社グループにおける法令遵守の取り組みを引き続き注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

大阪瓦斯株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 竹口文敏

常勤監査等委員 狹間一郎

監査等委員 梨岡英理子

監査等委員 南知恵子

監査等委員 古財英明

（注）監査等委員梨岡英理子、南知恵子及び古財英明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

メモ欄

(ご参考) 低・脱炭素社会の実現に向けた取組み

エネルギービジネスを中心に事業を展開する当社グループにとって、CO₂排出削減の取組みは極めて重要な使命です。これまで当社グループでは、「Daigasグループ カーボンニュートラルビジョン」や「Daigasグループ エネルギートランジション 2030」を通じて、2050年のカーボンニュートラル実現への挑戦を表明するとともに、2030年までのトランジション期における考え方や具体的な方策を示してまいりました。

これらに沿って、多数の再生可能エネルギー電源開発や、e-メタン製造プロジェクトの推進、脱炭素化に資する革新的な技術開発の進展等により、未来に向けた活動を着実に深化させております。

社会の変化に伴いエネルギーを取り巻く環境の不確実性が高まる中、当社グループには、エネルギーの供給安定性とカーボンニュートラル化を両立することが求められていると考えております。

こうした環境変化を踏まえ、本年2月、2050年のカーボンニュートラル実現に向けたエネルギートランジションのロードマップをより明確にするとともに、皆様とミライ価値を共創していくためのソリューションをまとめた「Daigasグループ エネルギートランジション 2050」を策定いたしました。



2050年のカーボンニュートラル実現に向けたロードマップと取組み内容は、次のとおりです。



特に、e-メタンについては、既存のサプライチェーンを使うことができ、天然ガスからシームレスにカーボンニュートラル社会に移行することができる柔軟性に優れたエネルギーです。e-メタンの導入に向け、国内外での製造だけでなく、普及拡大も見据え、サプライチェーン構築に向けて注力しております。

e-メタン導入を実現する3つのメタネーション技術の開発

サバティエメタネーション

- 意義: 大規模化による早期の社会実装
- 実証: INPEXとの共同NEDO事業
- 特徴: ① 世界最大級、都市ガス導管網注入 (400m³/h、家庭用1万戸相当)
② 当社独自触媒技術を活用

INPEX長岡鉱場近隣
での大規模実証



(INPEX提供のプラントイメージ図)

バイオメタネーション

- 意義: 地産地消のエネルギー製造・利用
- 実証: 大阪・関西万博、下水処理場
- 特徴: ① メタン細菌によるメタン合成
② 生ごみ・下水汚泥由来のバイオガスの高度利用

2025年万博で生ごみ
からメタン合成・利用



SOECメタネーション

- 意義: 高効率化によるエネルギーコスト低減
- 開発: グリーンイノベーション基金事業
- 特徴: ① SOEC共電解とメタネーションの一体化による高効率化
② 水とCO₂から直接メタンを合成

2050年に向けた
次世代メタネーション技術開発



再生可能エネルギー電源の開発



その他の取組みの具体的な内容や、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) の提言に則った気候変動対応の情報開示の詳細は、当社サステナビリティサイト、統合報告書、「Daigasグループ エネルギートランジション 2050」をご覧ください。

【サステナビリティサイト】

<https://www.daigasgroup.com/sustainability/>



【統合報告書】

<https://www.daigasgroup.com/ir/library/ar/>



【Daigasグループ エネルギートランジション 2050】

https://www.osakagas.co.jp/company/press/pr2025/1786064_58387.html



株主総会会場ご案内図

■ 交通のご案内

地下鉄御堂筋線

■ 淀屋橋駅下車 南出入口(13号出口)から徒歩約3分

■ 本町駅下車 北出入口(6号出口)から徒歩約7分

京阪電車

■ 淀屋橋駅下車 地下鉄淀屋橋駅10号出口から徒歩約6分



大阪ガス本社(ガスビル)

1階御堂筋側はりそな銀行です

株主総会会場は、席数に限りがありますので、ご入場いただけない場合があります。なお、当日ご出席の株主さまへのお土産の配付は廃止しております。ご理解いただきますようお願い申しあげます。

大阪ガス株式会社

〒541-0046 大阪市中央区平野町四丁目1番2号
TEL 06-6202-2955

スマートフォン等から右記のQRコードを読み取るとGoogleマップにて会場の位置をご確認いただけます。



この印刷物は、見やすいユニバーサルデザインフォントを採用し、環境保全のため、FSC®認証紙と植物油インキを使用して印刷しています。



第207回定時株主総会 その他の電子提供措置事項

(書面交付請求に対する交付書面の記載省略事項)

第207期事業年度

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

事業報告（業務の適正を確保するための体制に関する事項）

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

大阪瓦斯株式会社

業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、2024年6月27日開催の第206回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、以下の記載は移行後の内容となりますが、移行前においても、監査役会設置会社として同様の体制を整備・運用しています。

1. 内部統制システムの概要

当社は、取締役会において、当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）について定めており、その概要は以下のとおりであります。

① 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役・従業員は、職務の執行の前提となる情報収集・事実調査を十分に行い、的確な事実認識のもと、職責権限に関する規程に基づき、合理的な判断を行う。
- (2) 業務執行取締役は、取締役会における適正な意思決定に資するとともに、監督機能の充実を図るため、独立性を有する社外役員を確保する。また、取締役会の監督機能の充実を図るとともに、効率的な業務執行の体制を確立するため、執行役員制度を採用する。
- (3) 業務執行取締役は、社長および取締役会の判断に資することを目的として経営会議を設け、経営の基本方針および経営に関する重要な事項について審議する。
- (4) 業務執行取締役は、「Daigasグループ企業行動憲章」を踏まえて、「Daigasグループ企業行動基準」を定め、当社グループの取締役および従業員にこれを周知徹底することにより、当社グループにおける法令・定款に適合した職務の執行の確保はもとより、公正で適切な事業活動（環境保全への貢献、社会貢献活動の推進、反社会的勢力との関係遮断等を含む。）を推進する。
- (5) 業務執行取締役は、内部通報制度である相談・報告制度とESG推進委員会^(※1)の設置により、当社グループにおけるコンプライアンスに係る状況の把握とコンプライアンスの推進に努める。

(※1) ESG推進委員会は、本年4月1日よりサステナビリティ推進委員会となりました。

- (6) 当社グループの取締役・従業員は、コンプライアンスに係る問題を発見したときは、事案の重大性・緊急性に応じ、業務執行取締役もしくは上長に相談・報告するか、または相談・報告制度により報告する。業務執行取締役、総務部長または上長は、その内容を調査し、所要の改善措置を講じる。

② 職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社グループの業務執行取締役・従業員は、職責権限に関する規程に基づき、判断要素、判断過程等を明記した取締役会議事録、稟議書等を作成する。
- (2) 当社グループの業務執行取締役・従業員は、取締役会議事録、稟議書その他の職務の執行に係る情報を、情報の特性に応じて、適切に保存し、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行取締役は、リスク管理委員会を設置して、当社グループの重要リスクの選定およびリスク管理の推進に努める。
- (2) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長（当社の基本的組織単位の長）は、リスク管理規程に定めるところにより、損失の危険の管理を行う。
- (3) 当社グループの業務執行取締役は、製造・供給設備の工事、維持および運用に関する事項について保安規程を定めるとともに、製造供給体制の整備を推進することなどにより、ガス事業における保安の確保と安定供給に万全を期す。
- (4) 当社グループの経営に特に重要な影響を与える可能性がある緊急非常事態への対応は、リスク管理規程による。

④ 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長は、職責権限に関する規程により、当社・当社グループにおける業務分担と意思決定に関する事項を定める。また、組織等の制度内容や職務の遂行に際しての一般的な遵守事項について規程等を定め、これらを周知徹底することにより、円滑な組織運営、業務の品質向上・効率化を図る。

(2) 当社グループの業務執行取締役・当社の基本組織長は、企業価値の最大化を目的として、当社・当社グループの中期経営計画と単年度計画を定めるとともに、業績管理指標により達成状況をフォローし、計画達成に向けて注力する。

⑤ 業務の適正を確保するためのその他の体制

前記各事項に加えて、業務執行取締役は、次の措置を講じるとともに、適正な運用に努める。

- (1) 当社グループの各事業分野において中心的役割を担う会社（中核会社、ネットワーク会社、海外地域統括会社）または関係会社を管理する基本組織（経営サポート組織）を定め、関係会社の日常的な経営管理を行う。
- (2) 当社グループ全体の法令・定款適合性や効率性等について、監査部長が内部監査を行う。その監査結果を受けて必要がある場合には、速やかに改善措置を講じる。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するため、これに係る内部統制の整備、運用および評価を行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 業務執行取締役は、監査等委員会の求めがあれば、従業員を監査等委員会の職務の補助に従事させ、監査等委員会補助者が所属する監査等委員会室を設置する。
- (2) 監査等委員会補助者は、監査等委員会の職務の補助に専従する。

⑦ 監査等委員会補助者の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 業務執行取締役は、全従業員に等しく命ずべき職務を除き、監査等委員会補助者を指揮命令できない。
- (2) 業務執行取締役は、監査等委員会補助者の人事考課、異動等を行う場合、事前に監査等委員会の意見を徴し、これを尊重する。

⑧ 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- (2) 当社グループの取締役、従業員または関係会社の監査役は、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、相談・報告制度の主な通報状況、その他重要な事項を、遅滞なく監査等委員会に報告する。
- (3) 当社グループの取締役・当社の従業員は、監査等委員会から職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、遅滞なく報告する。
- (4) 当社グループの業務執行取締役・上長は、前各項に基づき監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行わない。

⑨ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するためのその他の体制

- (1) 監査等委員は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換できる。
- (2) 監査等委員は、経営会議および全社委員会に出席でき、稟議書等の職務の執行に係る重要な情報を適時に調査できる。
- (3) 業務執行取締役および監査部長は、監査等委員会が監査部長および関係会社の監査役等との連携を通じて実効的かつ効率的な監査を実施できるよう、環境の整備に努める。
- (4) 業務執行取締役は、監査等委員の職務の執行に必要な費用または債務を会社として負担する。

⑩ 運用状況の確認等

- (1) 業務執行取締役は、内部統制システムの運用状況の確認および評価を定期的に行い、その結果を取締役会に報告する。
- (2) 業務執行取締役は、内部統制システムの評価結果、その他の状況を勘案し、必要に応じ、所要の措置を講じる。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、内部統制システムの運用状況について、各事項の確認項目を設け、関係する組織長等から報告を受けることにより定期的に確認しており、本年4月24日開催の取締役会において、内部統制システムが適切に運用されている旨の報告をしております。

当期における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス等に関する事項

ESG推進委員会は、コンプライアンス・リスク管理部会、環境部会、社会貢献部会を設置し、サステナビリティ活動を含め、各分野における取り組みをより一層推進しております。

2050年のカーボンニュートラル実現に向けたエネルギー・トランジションのロードマップをより明確にするとともに、課題解決に向けたソリューションをまとめた「Daigasグループ エネルギートランジション2050」を策定し、公表しました。

「Daigasグループ企業行動基準」およびその解説等を内容とする教材をイントラネットに常時掲示することなどにより、当社グループの取締役および従業員に対し周知し、理解促進と定着を図っております。

エネファームの販売に関する表示について、内部通報を契機として調査を行った結果、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）上の疑義がある表示の存在が判明したため、再発防止策を講じるとともに、2025年3月、消費者庁に報告を行いました。大阪ガスマーケティング株式会社をはじめとして、当社グループは、景品表示法に関する研修および管理体制の一層の強化に取り組みます。

② リスク管理等に関する事項

基本組織長・関係会社社長は、損失の危険の管理を推進し、定期的にリスクマネジメントの点検を実施しております。各基本組織および各関係会社においては、リスクマネジメントの自己点検をシステム化した「G-RIMS (Gas Group Risk Management System)」等を活用して、リスクの把握、対応状況の点検とフォロー等を実施しております。

リスク管理委員会を開催し、経営が関与すべき重要リスクの選定や、各重要リスクに対する予防保全計画および対応状況の確認等を実施しております。

保安・防災等のグループに共通するリスク管理に関しては、主管組織を明確にし、各基本組織と各関係会社をサポートすることで、グループ全体としてのリスクマネジメントに取り組んでおります。

当社グループにおける保安・防災等に関する組織横断的な施策の調整・推進を担う保安・防災委員会を設置し、保安の確保・防災に万全を期しております。

緊急非常事態に対する備えとして、災害対策に関する規程および事業継続計画を整備しております。また、地震訓練とBCP訓練から成る全社総合防災訓練を実施しております。

サイバーセキュリティ委員会を設置し、当社グループのセキュリティについて定期的な点検、フォロー等を実施するなど、当社グループネットワーク外からの攻撃への対策強化を実施しております。

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向けて、エネルギーの製造・供給体制に万全を期すため、有事への備えや情報共有等を目的とした全社的な連絡体制を構築しました（2025年1月）。

③ 当社グループにおける経営管理に関する事項

中核会社、ネットワーク会社、海外地域統括会社、または経営サポート組織が管理する関係会社を定め、関係会社から定期報告や重要事項についての報告を受けて経営課題を把握するとともに、G-RIMSの活用や監査の実施等により、日常的な経営管理を行っております。

内部監査部門である監査部は、各組織および各関係会社を対象に計画的な内部監査を実施するとともに、内部監査実施から一定期間経過後のフォローアップを実施しております。

④ 監査等委員会の監査の実効性に関する事項

監査等委員は、取締役会長、代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換を行っております。また、監査等委員会は、会計監査人との意見交換の機会も活用し、その適格性、専門性、独立性等を評価しております。

常勤監査等委員は、経営会議、ESG推進会議^(※2)、投資評価委員会、リスク管理委員会等の重要会議に出席し、稟議書等の重要文書を閲覧しております。経営に関する諮問委員会は全監査等委員、指名に関する諮問委員会および報酬に関する諮問委員会には社外監査等委員が出席しております。監査等委員会は、監査部から年度監査計画を予め聴取するとともに、個別の監査計画と監査結果等について、定期的に報告を受けております。また、取締役会における内部統制システムの決議において、監査等委員会への報告を要する事項を明確にし、周知を行っております。

(※2) ESG推進会議は、本年4月1日よりサステナビリティ推進会議となりました。

監査等委員会の職務の補助に専従する監査等委員会補助者を5名配置しております。

以上

連結株主資本等変動計算書

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	132,166	19,056	1,097,883	△2,746	1,246,360
当期変動額					
剩余金の配当			△39,599		△39,599
親会社株主に帰属する当期純利益			134,414		134,414
自己株式の取得				△40,060	△40,060
自己株式の処分		13		269	283
自己株式の消却		△13	△19,489	19,503	－
連結範囲の変動			41		41
持分法の適用範囲の変動			△230		△230
在外連結子会社等の株式の売却による増減		289			289
非支配株主との取引による親会社の持分変動		556			556
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	846	75,136	△20,287	55,694
当期末残高	132,166	19,902	1,173,020	△23,034	1,302,054

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	87,899	61,656	△2,395	140,583	43,407	331,152	27,479	1,604,992
当期変動額								
剩余金の配当								△39,599
親会社株主に帰属する当期純利益								134,414
自己株式の取得								△40,060
自己株式の処分								283
自己株式の消却								－
連結範囲の変動								41
持分法の適用範囲の変動								△230
在外連結子会社等の株式の売却による増減								289
非支配株主との取引による親会社の持分変動								556
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△31,712	9,090	－	76,064	2,145	55,587	23,017	78,605
当期変動額合計	△31,712	9,090	－	76,064	2,145	55,587	23,017	134,299
当期末残高	56,187	70,747	△2,395	216,648	45,552	386,739	50,497	1,739,291

連 結 注 記 表

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 163社

(主要な連結子会社の名称)

大阪ガス都市開発株式会社、株式会社オージス総研、大阪ガスケミカル株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、大阪ガスマーケティング株式会社、Daigasエナジー株式会社、Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社、Osaka Gas USA Corporation

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社数 47社

(主要な持分法適用関連会社の名称)

株式会社エネアーク、FLIQL Holdings, LLC

(持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社の名称等)

持分法を適用しない関連会社のうち、主要なものは株式会社エネットであります。

持分法を適用しない関連会社については、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

満期保有目的の債券 債却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております)

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

b. 棚卸資産

主として移動平均法による原価法によっております。なお、通常の販売目的で保有する棚卸資産については、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

c. デリバティブ 時価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、主として定額法によっております。

ただし、海外連結子会社は主として定額法、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、探鉱及び開発に関する資産については、主として生産高比例法を採用しております。

b. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、主として定額法によっております。

c. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

a. 商品又は製品の販売に係る収益

当社グループの各事業における商品又は製品の販売については、顧客との契約の中で据付を必要としない商品又は製品は引渡し時に、また、顧客との契約の中で据付を必要とする商品又は製品は据付が完了した時に、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価を当社グループが受け取る権利を有する契約については、収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リバート等を控除した金額で測定されております。なお、対価は通常、履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含ま

れでおりません。

b. サービス提供等に係る収益

ガス事業におけるガス機器等に関連した、メンテナンス・保守を含むサービス提供等に係る収益については、履行義務が一定期間にわたり充足される場合は、顧客が便益を享受するサービス提供期間にわたり定額または進捗度に応じて収益を認識しております。

商品又は製品の販売とサービス提供等を組み合わせた取引については、財又はサービスを移転する約束のそれぞれを別個の履行義務として識別し、契約開始時の独立販売価格を算定し、取引価格を当該独立販売価格に比例して配分しております。なお、対価は通常、履行義務の充足の進捗に応じて又は顧客との契約に基づき前受けの形式により受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

c. 工事契約等に係る収益

ガス事業及び電力事業等におけるエンジニアリング、情報ソリューション事業等におけるソフトウェア開発を含む工事契約等に係る収益については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の測定は、期末日までに発生した原価が、見積総原価に占める割合に基づいて行っております。ただし、工期が短い工事契約等は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、対価は通常、契約上のマイルストン等により概ね履行義務の充足の進捗に応じて又は顧客との契約に基づき前受けの形式により受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

a. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主として発生した連結会計年度に費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として10年による定額法に基づき、それぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理しております。

b. グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税等の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 有形固定資産、無形資産及び持分法適用会社に対する投資の減損

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

有形固定資産	1,427,677百万円
無形固定資産	92,377百万円
持分法適用会社に対する投資	405,590百万円

(2) 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産	13,914百万円
--------	-----------

(3) 退職給付債務の算定

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

退職給付に係る資産	144,544百万円
退職給付に係る負債	17,394百万円
退職給付に係る調整累計額	45,552百万円

3. 連結貸借対照表等に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

有形固定資産	159,573百万円
投資その他の資産	223,888百万円
その他	63,057百万円

計	446,519百万円
②担保に係る債務	129,894百万円
上記のほか、連結処理により相殺消去されている子会社・関連会社株式等34,527百万円を担保に供しております。	
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	3,145,805百万円
(3) 保証債務等	
保証債務	10,962百万円

4. 土地再評価差額に関する注記

「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日公布 法律第19号)に基づき、一部の連結子会社において事業用の土地の再評価を行い、再評価差額(税効果部分を除く)を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。再評価の方法は「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める路線価方式に合理的に調整を行って算定する方法によっております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達については金融機関からの借入や社債発行により、資金運用については安全性の高い金融資産で運用する方針であります。受取手形及び売掛金等の顧客信用リスクに関しては、経理規程等に従いリスクの軽減を図っております。デリバティブ取引は、社債及び借入金の金利の固定・変動比率の調整及び金利水準の確定に係る金利スワップ取引、為替相場の変動による収支変動を軽減する為替予約取引及び通貨オプション取引、エネルギー価格等の変動による収支変動を軽減するエネルギー価格等に関するスワップ取引及びオプション取引等を利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、関連会社株式及び非上場株式等の市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額449,747百万円)は、「①有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①有価証券及び投資有価証券	119,505	119,233	△271
資産計	119,505	119,233	△271
②社債(※1)	500,999	431,000	△69,999
③長期借入金(※1)	436,472	424,528	△11,943
負債計	937,472	855,529	△81,942
デリバティブ取引(※2)	70,078	70,078	—

(※1) 1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資産

①有価証券及び投資有価証券

上場株式及び日本国債は相場価格を用いて評価しており、いずれも活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。その他の投資は、割引現在価値法などにより評価し、その時価

をレベル3の時価に分類しております。

負債

②社債

当社の発行する社債の時価は、相場価格に基づき算定し、その時価をレベル2の時価に分類しております。

③長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金等と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金等の時価に含めております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
261,438	352,517

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」による方法又は類似の方法に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の総数 普通株式 404,105,300 株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

a. 2024年6月27日の定時株主総会において、2024年3月31日を基準日として、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

(a) 配当金の総額 20,447百万円

(b) 1株当たりの配当額 50.00円

(c) 効力発生日 2024年6月28日

b. 2024年10月31日の取締役会において、2024年9月30日を基準日として、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

(a) 配当金の総額 19,152百万円

(b) 1株当たりの配当額 47.50円

(c) 効力発生日 2024年11月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年5月8日の取締役会において、2025年3月31日を基準日として、

次のとおり決議しております。

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

普通株式の配当に関する事項

(a) 配当金の総額 18,856百万円

(b) 1株当たりの配当額 47.50円

(c) 効力発生日 2025年6月2日

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,254円13銭
(2) 1株当たり当期純利益	333円31銭

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループは「国内エネルギー」、「海外エネルギー」、「ライフ＆ビジネス ソリューション」の3つを報告セグメントとしております。各報告セグメントの財又はサービスの種類は、ガス事業、電力事業、海外エネルギー事業、都市開発事業、情報ソリューション事業、材料ソリューション事業、その他ライフ＆ビジネス ソリューション事業であります。

また、顧客との契約から生じる収益は、国内エネルギー1,711,976百万円、海外エネルギー101,277百万円、ライフ＆ビジネス ソリューション202,710百万円であります。

なお、電気・ガス価格激変緩和対策事業により受領する補助金等は、国内エネルギーに含めております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3)会計方針に関する事項

④重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の消却

当社は、2025年4月24日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

①消却する株式の種類	当社普通株式
②消却する株式の総数	6,223,500株
③消却予定日	2025年5月16日

(2) 自己株式の取得

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

①自己株式の取得を行う理由

当社の株主還元方針に基づく株主還元および資本効率向上のため。

②取得の内容

a. 取得する株式の種類	当社普通株式
b. 取得する株式の総数	30百万株（上限）
c. 株式の取得価額の総額	70,000百万円（上限）
d. 取得する期間	2025年5月9日～2026年4月24日

株主資本等変動計算書

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

(単位：百万円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金					
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	特定資産買換等圧縮積立金	海外投資等損失準備金	投資促進税制積立金	原価変動調整積立金	
当期首残高	132,166	19,482	—	19,482	33,041	195	4,404	217	89,000
当期変動額									
海外投資等損失準備金の取崩							△2,376		
投資促進税制積立金の取崩								△75	
剰余金の配当									
当期純利益									
自己株式の取得									
自己株式の処分			13	13					
自己株式の消却			△13	△13					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△2,376	△75	—
当期末残高	132,166	19,482	—	19,482	33,041	195	2,028	142	89,000

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計	
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
	別途積立金	繰越利益剰余金							
当期首残高	62,000	446,910	635,770	△2,746	784,672	53,846	△23,172	30,673	815,346
当期変動額									
海外投資等損失準備金の取崩		2,376	—		—				—
投資促進税制積立金の取崩		75	—		—				—
剰余金の配当		△39,599	△39,599		△39,599				△39,599
当期純利益		52,524	52,524		52,524				52,524
自己株式の取得				△40,060	△40,060				△40,060
自己株式の処分				269	283				283
自己株式の消却		△19,489	△19,489	19,503	—				—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△17,848	△409	△18,257	△18,257
当期変動額合計	—	△4,113	△6,564	△20,287	△26,852	△17,848	△409	△18,257	△45,110
当期末残高	62,000	442,796	629,205	△23,034	757,819	35,998	△23,582	12,416	770,236

個別注記表

2024年4月1日から
2025年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価は、次によっております。

満期保有目的の債券 償却原価法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価は、次によっております。なお、通常の販売目的で保有する棚卸資産については、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

商品 移動平均法による原価法

製品 総平均法による原価法

原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法

③デリバティブの評価は、時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法によっております。

③所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生した期に費用処理しております。

数理計算上の差異は、10年による定額法に基づき、それぞれ発生時の翌期から費用処理しております。

(4) 収益および費用の計上基準

①商品又は製品の販売に係る収益

当社の各事業における商品又は製品の販売については、顧客との契約の中で据付を必要としない商品又は製品は引渡時点に、また、顧客との契約の中で据付を必要とする商品又は製品は据付が完了した時点に、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

②サービス提供等に係る収益

ガス事業におけるガス機器等に関連した、メンテナンス・保守を含むサービス提供等に係る収益については、履行義務が一定期間にわたり充足される場合は、顧客が便宜を享受するサービス提供期間にわたり定額または進捗度に応じて収益を認識しております。

(5) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る貸借対照表等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る貸借対

照表等に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

退職給付債務の算定

退職給付引当金	853百万円
前払年金費用	80,266百万円

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資その他の資産	13,787百万円
----------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額及び無形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	564,104百万円
無形固定資産の減価償却累計額	16,191百万円

(3) 保証債務等

保証債務	86,745百万円
------	-----------

(4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	223,381百万円
長期金銭債権	428,397百万円
短期金銭債務	210,132百万円
長期金銭債務	15,605百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高

関係会社に対する売上高	163,428百万円
-------------	------------

関係会社からの仕入高	594,255百万円
------------	------------

関係会社との営業取引以外の取引による取引高

38,360百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における自己株式の数	普通株式	7,127,258株
---------------	------	------------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の主な発生原因是、投資有価証券評価損、繰延ヘッジ損益、会社分割に伴う子会社株式であります。

(2) 繰延税金負債の主な発生原因是、前払年金費用、その他有価証券評価差額金、租税特別措置法上の準備金であります。

(3) グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税等の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

会社名	議決権等の所有(被所有)割合	関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
Osaka Gas Singapore Pte. Ltd.	所有 直接100%	子会社	増資の引受 (注1)	36,307	—	—
Osaka Gas Gorgon Pty Ltd	所有 間接100%	子会社	債務保証 (注2)	27,544	—	—
Osaka Gas USA Corporation	所有 直接100%	子会社	債務保証 (注3)	26,055	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社がOsaka Gas Singapore Pte. Ltd.の行った株主割当増資を引き受けたものであります。

(注2) Osaka Gas Gorgon Pty Ltdの株式会社国際協力銀行等からの長期借入金に対する保証であります。

(注3) Osaka Gas USA Corporationが事業リスクヘッジのために実施しているデリバティブ取引に対する保証であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,940円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	130円25銭

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3)会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準 a.商品又は製品の販売に係る収益、b.サービス提供等に係る収益」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の消却

当社は、2025年4月24日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議いたしました。

①消却する株式の種類	当社普通株式
②消却する株式の総数	6,223,500株
③消却予定日	2025年5月16日

(2) 自己株式の取得

当社は、2025年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

①自己株式の取得を行う理由

当社の株主還元方針に基づく株主還元および資本効率向上のため。

②取得の内容	
a. 取得する株式の種類	当社普通株式
b. 取得する株式の総数	30百万株（上限）
c. 株式の取得価額の総額	70,000百万円（上限）
d. 取得する期間	2025年5月9日～2026年4月24日